

四万十町ケーブルネットワーク条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町ケーブルネットワーク条例施行規則 平成20年12月15日規則第36号 改正 平成23年3月31日規則第4号 平成24年3月27日規則第9号 平成25年9月20日規則第20号 平成26年4月1日規則第8号 平成27年10月28日規則第23号 平成30年3月30日規則第7号 令和元年10月1日規則第15号 令和3年2月1日規則第2号 令和3年9月1日規則第17号 令和7年12月 日規則第 号 四万十町ケーブルネットワーク条例施行規則 (趣旨) 第1条 この規則は、四万十町ケーブルネットワーク条例（平成20年四万十町条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (各施設の位置) 第2条 条例第2条第1項第5号及び第6号に規定する、屋外告知スピーカー及び河川・海岸等監視カメラの位置は、四万十町公告式条例（平成18年四万十町条例第3号。以下「公告式条例」という。）第2条第2項の規定を準用し公表する。 (指定管理者による管理) 第3条 町長は、情報施設の効率的な運用を図るため、指定管理者に管理を行わせる場合にあつては第5条から第30条（第8条第1項を除く。）の規	○四万十町ケーブルネットワーク条例施行規則 平成20年12月15日規則第36号 改正 平成23年3月31日規則第4号 平成24年3月27日規則第9号 平成25年9月20日規則第20号 平成26年4月1日規則第8号 平成27年10月28日規則第23号 平成30年3月30日規則第7号 令和元年10月1日規則第15号 令和3年2月1日規則第2号 令和3年9月1日規則第17号 四万十町ケーブルネットワーク条例施行規則 (趣旨) 第1条 この規則は、四万十町ケーブルネットワーク条例（平成20年四万十町条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (各施設の位置) 第2条 条例第2条第1項第5号及び第6号に規定する、屋外スピーカー及び防災監視カメラの位置は、四万十町公告式条例（平成18年四万十町条例第3号。以下「公告式条例」という。）第2条第2項の規定を準用し公表する。 (指定管理者による管理) 第3条 町長は、情報施設の効率的な運用を図るため、指定管理者に管理を行わせる場合にあつては第5条から第52条（第8条第1項、第39条第1項

改正後	改正前
定中、「町長」又は「町」とあるのは「指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。	及び第40条を除く。）の規定中、「町長」又は「町」とあるのは「指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。
（町長の専権事務）	（町長の専権事務）
第4条 条例第6条第4項に規定する町長のみの権限に属する事務は、条例第5条第1項第13号に規定する放送番組審議機関の組織及び運営に関する業務とする。	第4条 条例第6条第4項に規定する町長のみの権限に属する事務は、条例第5条第1項第13号に規定する放送番組審議機関の組織及び運営に関する業務とする。
（加入申込み）	（加入申込み）
第5条 条例第7条第1項及び第2項の規定により条例第5条第1号、第6号及び第7号の業務（以下「放送通信サービス」という。）の提供を受けようとする個人又は法人その他の団体は、四万十町ケーブルネットワーク加入申込書兼口座振替納付依頼書・自動払込利用申込（様式第1号）を町長に提出しなければならない。	第5条 条例第7条第1項及び第2項の規定により条例第5条第1号、第6号及び第7号の業務（以下「放送通信サービス」という。）の提供を受けようとする個人又は法人その他の団体は、四万十町ケーブルネットワーク加入申込書兼口座振替納付依頼書・自動払込利用申込（様式第1号）を町長に提出しなければならない。
2 条例第7条第2項第1号アのただし書きの事情は次のとおりとする。 （1） 条例第5条第1号及び第6号の放送サービスを受けることができる宅内工事が既に整備されている居住者の世帯ごとに区画された共同住宅又は貸家住宅において当該所有者について一のONUをもって承認した場合には、所有者に対し、共同住宅又は貸家住宅の居住者の世帯ごとに区画する数について使用料を特別徴収するものとする。 （2） 条例第5条第1号及び第6号の放送サービスを受けることができる宅内工事が既に整備されている居住者の世帯ごとに区画された共同住宅	2 町長は、前項の規定による申込みを受理し、放送通信サービスの提供を行うことを適当と認めたときは、四万十町ケーブルネットワーク加入承認通知書（様式第2号）により加入を承認するものとする。この場合において、条例第7条第4項の規定による管理上必要な条件を付す場合には、当該様式第2号に併せて記載するものとする。 3 前項の規定により承認を受けた個人又は法人その他の団体は、条例及びこの規則の規定並びに四万十町ケーブルネットワーク加入契約約款（第46条において「約款」という。）の定めに従う義務を負う。
2 条例第7条第2項第1号アのただし書きの事情は次のとおりとする。 （1） 条例第5条第1号及び第6号の放送サービスを受けることができる宅内工事が既に整備されている居住者の世帯ごとに区画された共同住宅又は貸家住宅において当該所有者について一のONUをもって承認した場合には、所有者に対し、共同住宅又は貸家住宅の居住者の世帯ごとに区画する数について使用料を特別徴収するものとする。 （2） 条例第5条第1号及び第6号の放送サービスを受けることができる宅内工事が既に整備されている居住者の世帯ごとに区画された共同住宅	4 条例第7条第2項第1号アのただし書きの事情は次のとおりとする。 （1） 条例第5条第1号及び第6号の放送サービスを受けることができる宅内工事が既に整備されている居住者の世帯ごとに区画された共同住宅又は貸家住宅において当該所有者について一のONUをもって承認した場合には、所有者に対し、共同住宅又は貸家住宅の居住者の世帯ごとに区画する数について使用料を特別徴収するものとする。 （2） 条例第5条第1号及び第6号の放送サービスを受けることができる宅内工事が既に整備されている居住者の世帯ごとに区画された共同住宅

改正後	改正前
の機能を有する福祉施設においては、当該管理者について一のONUをもって承認し、管理者に対し、管理者が申告する利用者の数について使用料を特別徴収するものとする。 (3) 共同店舗等ですでに宅内工事が整備されており居住者ごとに引込工事が困難な場合においては、共同店舗等の所有者について一のONUで承認し、条例第5条第1号及び第6号の放送サービスを受けることが可能な現況の数について共同店舗等の所有者に対し、使用料を特別徴収するものとする。 (加入申込書記載事項変更届)	の機能を有する福祉施設においては、当該管理者について一のONUをもって承認し、管理者に対し、管理者が申告する利用者の数について使用料を特別徴収するものとする。 (3) 共同店舗等ですでに宅内工事が整備されており居住者ごとに引込工事が困難な場合においては、共同店舗等の所有者について一のONUで承認し、条例第5条第1号及び第6号の放送サービスを受けることが可能な現況の数について共同店舗等の所有者に対し、使用料を特別徴収するものとする。 (加入申込書記載事項変更届)
第6条 条例第7条第5項による届け出は、四万十町ケーブルネットワーク加入申込書兼口座振替納付依頼書・自動払込利用申込（様式第1号）及び四万十町ケーブルネットワーク利用休止・再開届（様式第2号）により行うものとする。 (加入金の徴収方法)	第6条 条例第7条第5項による届け出は、四万十町ケーブルネットワーク加入申込書兼口座振替納付依頼書・自動払込利用申込（様式第1号）及び四万十町ケーブルネットワーク利用休止・再開届（様式第3号）により行うものとする。 (加入金の徴収方法)
第7条 条例第8条第4項に規定する加入金の徴収の方法は、口座振替とする。ただし、町長が口座振替により徴収することが困難であると認める場合は、町長が発行する納付書により徴収するものとする。 (加入金等の特例)	第7条 条例第8条第4項に規定する加入金の徴収の方法は、口座振替とする。ただし、町長が口座振替により徴収することが困難であると認める場合は、町長が発行する納付書により徴収するものとする。 (加入金等の特例)
第8条 条例第8条の規定にかかわらず、工事施工地区で当該年度の町長が別に定める期日までに加入申込みした個人又は法人その他団体については、放送通信サービスを1年間受けることを条件に当該加入金及び条例第10条第1項の引込工事に要する費用を町が負担する。 2 条例の施行日においてテレビ共同受信施設等で受信していた難視聴地域又は加入申込書を提出する段階において条例第19条第2号の放送番組が受信困難な地域の場合にあっては、当該加入金を半額とする。 3 条例第10条第2項ただし書きに規定する一定期間の範囲は、法人その他の団体（事業を営む個人を含む。）である加入者の事業の都合により引込工事を実施した日の翌日から起算して2年とする。ただし、2年を超える	第8条 条例第8条の規定にかかわらず、工事施工地区で当該年度の町長が別に定める期日までに加入申込みした個人又は法人その他団体については、放送通信サービスを1年間受けることを条件に当該加入金及び第11条第1項の引込工事に要する費用を町が負担する。 2 条例の施行日においてテレビ共同受信施設等で受信していた難視聴地域又は加入申込書を提出する段階において条例第22条第2号の放送番組が受信困難な地域の場合にあっては、当該加入金を半額とする。 3 条例第11条第2項ただし書きに規定する一定期間の範囲は、法人その他の団体（事業を営む個人を含む。）である加入者の事業の都合により引込工事を実施した日の翌日から起算して2年とする。ただし、2年を超える

改正後	改正前
場合であっても町長が継続事業と判断した場合は、この一定期間とみなすものとする。 4 条例第10条第4項に規定する引込工事で敷設する光ケーブルの延長は、100メートルとする。 5 条例第10条第5項に規定する額は、延伸に要する費用の2分の1とする。 (地位承継の手続) 第9条 条例第9条第2項及び第3項の規定により加入者の地位を承継した者は、四万十町ケーブルネットワーク地位承継届(様式第3号)により、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。	場合であっても町長が継続事業と判断した場合は、この一定期間とみなすものとする。 4 条例第11条第4項に規定する引込工事で敷設する光ケーブルの延長は、100メートルとする。 5 条例第11条第5項に規定する額は、延伸に要する費用の2分の1とする。 (地位承継の手続) 第9条 条例第9条第2項及び第3項の規定により加入者の地位を承継した者は、四万十町ケーブルネットワーク地位承継届(様式第4号)により、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。 (宅内工事指定業者の指定) 第10条 条例第10条第1項の指定業者として町長の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えている個人又は法人でなければならない。 (1) 第20条に定める宅内工事講習会を受講していること。 (2) 四万十町内に営業所があること。 (3) 次条各号に掲げる宅内工事を施工する能力を有していること。 (宅内工事の種別) 第11条 指定業者が行う宅内工事の種別は、次のとおりとする。 (1) 放送機器設置工事(条例第3条第5号の宅内工事、同条第6号の宅内設備を接続する工事等をいう。) (2) インターネット機器設置工事(ONUからの加入者回線及び自営端末装置を接続する工事等をいう。) (指定の申請) 第12条 指定業者の指定を受けようとする個人又は法人は、四万十町ケーブルネットワーク宅内工事指定業者指定申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。 (宅内工事指定業者指定証) 第13条 町長は、前条の申請書を受理し、第10条各号に掲げる要件を備えていると認めるときは、当該申請者を指定業者として指定する。

改正後	改正前
	2 町長は、前項の指定を行った場合は、指定業者に対し、四万十町ケーブルネットワーク宅内工事指定業者指定証（様式第6号。第17条において「指定証」という。）を交付するものとする。 （指定業者の責務及び遵守事項） 第14条 指定業者は、ケーブルネットワークに関する法令、条例、規則その他町長が別に定めるところに従い、誠実に宅内工事を施工しなければならない。 2 指定業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1） 宅内工事の施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないこと。 （2） 宅内工事は、適正な工費で施工すること。 （3） 宅内工事完了後、加入者又は利用者と立会いの上、宅内機器及び端末機器の機能を確認すること。 （4） 工事完了後、1年以内に生じた故障等については、天災地変又は加入者若しくは利用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で修繕すること。 （5） 工事に関連して、加入者又は利用者に不当な商品の販売を行わないこと。 （指定の廃止及び休止の届出） 第15条 指定業者は、指定業者としての営業を廃止し、又は休止しようとするときは、直ちに四万十町ケーブルネットワーク宅内工事指定業者廃止（休止）届（様式第7号）を町長に届け出なければならない。 （異動の届出義務） 第16条 指定業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに町長に届け出なければならない。 （1） 組織を変更したとき。 （2） 代表者に異動があったとき。 （3） 商号を変更したとき。

改正後	改正前
	(4) 営業所を移転したとき。 (指定の取消し) 第17条 町長は、指定業者から第15条の規定による届出を受理したときは、指定を取り消すものとする。 2 町長は、指定業者が条例又はこの規則の規定に違反したときは、指定を取り消すことができる。 3 町長は、前2項の規定による指定の取消しにより指定業者に損害が生じても、その責を負わない。 4 指定業者は、第1項又は第2項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく町長に指定証を返還しなければならない。 (告示) 第18条 町長は、指定業者に関し次に掲げる措置をしたときは、その都度これを告示するものとする。 (1) 第20条に定める宅内工事講習会を開催するとき。 (2) 指定業者を新たに指定したとき。 (3) 指定業者の指定を取り消したとき。 (報告) 第19条 町長は、指定業者が行う宅内工事の適正な施工を図るため、必要があると認めるときは、当該指定業者に対し必要な報告を求めることができる。 (宅内工事講習会) 第20条 町長は、指定業者の指定を受けようとする個人又は法人が第11条各号に掲げる宅内工事を適正に行うよう、必要に応じて宅内工事講習会を実施するものとする。 (材料の指定) 第21条 宅内工事に使用する材料は、町長が指定するものとし、別に定める。ただし、既に宅内設備に使用されている材料が、町長の指定する材料に適合していると認められるときは、この限りでない。

改正後	改正前
(引込工事等の施工) 第10条 条例第10条第1項の引込み工事は町が契約する引込工事業者（以下「引込業者」という。）が実施する。 (引込工事に要する費用の徴収方法) 第11条 第7条の規定は、条例第10条第3項に規定する引込工事に要する費用の徴収について準用する。 (有料番組の使用料) 第12条 条例別表第2に規定する、有料番組コースの使用料の額は、別表第1のとおりとする。 2 前項の使用料は、利用者が番組の提供を受けた日の属する月から、番組の利用の停止の届出の日の属する月まで徴収するものとする。 (有料番組の利用又は停止の申込み) 第13条 有料番組を利用しようとする利用者又は当該有料番組の利用を停止しようとする利用者は、四万十町ケーブルネットワーク付加サービス（追加・変更・停止）申込書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。 (利用が制限される利用者の使用料) 第14条 条例第11条第4項に規定する、通常の放送サービスの利用が制限される利用者については、1月の使用日数が3日以内の利用者とし、当該利用者は四万十町ケーブルネットワークの利用が制限される申請書（様式第5号）に、事実を証明することができる書類を添付し町長に申請しなければならない。	(工事代金の支払) 第22条 宅内工事に係る工事代金の請求は、指定業者が、その工事を発注した加入者に対して行うものとし、町は宅内工事の工事代金について負担義務を負わない。 (引込工事等の施工) 第23条 条例第11条第1項の引込み工事は町が契約する引込工事業者（以下「引込業者」という。）が実施する。 2 条例第11条第1項による引込工事に要する費用で町長が定める額は、毎年度公告式条例第2条第2項の規定を準用するとともに、町広報誌において公表するものとする。 (引込工事に要する費用の徴収方法) 第24条 第7条の規定は、条例第11条第3項に規定する引込工事に要する費用の徴収について準用する。 (有料番組の使用料) 第25条 条例別表第2に規定する、有料番組コースの使用料の額は、別表第1のとおりとする。 2 前項の使用料は、利用者が番組の提供を受けた日の属する月から、番組の利用の停止の届出の日の属する月まで徴収するものとする。 (有料番組の利用又は停止の申込み) 第26条 有料番組を利用しようとする利用者又は当該有料番組の利用を停止しようとする利用者は、四万十町ケーブルネットワーク付加サービス（追加・変更・停止）申込書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。 (利用が制限される利用者の使用料) 第27条 条例第12条第4項に規定する、通常の放送サービスの利用が制限される利用者については、1月の使用日数が3日以内の利用者とし、当該利用者は四万十町ケーブルネットワークの利用が制限される申請書（様式第9号）に、事実を証明することができる書類を添付し町長に申請しなければならない。

改正後	改正前
2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審議し、その結果を四万十町ケーブルネットワークの利用が制限される利用者の承認（不承認）通知書（様式第6号）により、通知するものとする。	2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審議し、その結果を四万十町ケーブルネットワークの利用が制限される利用者の承認（不承認）通知書（様式第10号）により、通知するものとする。
3 町長は、第1項の利用者の使用料を半額とする。 （使用料の徴収方法）	3 町長は、第1項の利用者の使用料を半額とする。 （使用料の徴収方法）
第15条 第7条の規定は、条例第12条第6項に規定する使用料の徴収について準用する。	第28条 第7条の規定は、条例第12条第6項に規定する使用料の徴収について準用する。
2 使用料の納期限は、毎月20日とする。ただし、その日が、四万十町の休日を定める条例（平成18年四万十町条例第2号）に規定する休日に当たるときは、その休日の翌日をその期限とする。 （加入金、引込工事に要する費用及び使用料の減額）	2 使用料の納期限は、毎月20日とする。ただし、その日が、四万十町の休日を定める条例（平成18年四万十町条例第2号）に規定する休日に当たるときは、その休日の翌日をその期限とする。 （加入金、引込工事に要する費用及び使用料の減額）
第16条 条例第12条第1項の各号の規定は、一のONUにより引込みした同一の敷地内で居住又は生計を共にする単独又は複数の世帯を単位とし、第3号に規定する重度障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表5号に定める1級又は2級の障害を有する者、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳の程度がA1又はA2と記載された者、及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、1級の障害を有する者とする。	第29条 条例第13条第1項の各号の規定は、一のONUにより引込みした同一の敷地内で居住又は生計を共にする単独又は複数の世帯を単位とし、第3号に規定する重度障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表5号に定める1級又は2級の障害を有する者、又は厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳の程度がA1又はA2と記載された者とする。
2 条例第12条第1項の規定により減額を受けようとする者は、町長が別に定める期日までに四万十町ケーブルネットワーク加入金等減額（変更）申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。	2 条例第13条第1項の規定により減額を受けようとする者は、町長が別に定める期日までに四万十町ケーブルネットワーク加入金等減額（変更）申請書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。
3 町長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審議し、その結果を四万十町ケーブルネットワーク加入金等減額承認（不承認）通知書（様式第8号）により、通知するものとする。	3 町長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審議し、その結果を四万十町ケーブルネットワーク加入金等減額承認（不承認）通知書（様式第12号）により、通知するものとする。
4 町長は、条例第8条第1項の加入金、第10条第1項の引込工事に要する費用及び第11条第2項の使用料のうち基本コースの使用料をそれぞれ半額	4 町長は、条例第8条第1項の加入金、第11条第1項の引込工事に要する費用及び第12条第2項の使用料のうち基本コースの使用料をそれぞれ半額

改正後	改正前
とする。 (加入金、引込工事に要する費用及び使用料の免除) 第17条 条例第13条第1項の規定により免除を受けようとする者は、四万十町ケーブルネットワーク加入金・使用料等免除申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。 2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審議し、その結果を四万十町ケーブルネットワーク加入金・使用料等免除承認(不承認)通知書(様式第10号)により、通知するものとする。 3 条例第13条第2項の規定による届出は、四万十町ケーブルネットワーク利用休止・再開届(様式第2号)により行うものとする。	とする。 (加入金、引込工事に要する費用及び使用料の免除) 第30条 条例第14条第1項の規定により免除を受けようとする者は、四万十町ケーブルネットワーク加入金・使用料等免除申請書(様式第13号)を町長に提出しなければならない。 2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審議し、その結果を四万十町ケーブルネットワーク加入金・使用料等免除承認(不承認)通知書(様式第14号)により、通知するものとする。 3 条例第14条第2項の規定による届出は、四万十町ケーブルネットワーク利用休止・再開届(様式第3号)により行うものとする。 (セットトップボックス又はデジタルチューナーの貸与) 第31条 条例第16条第1項の規定により有償でセットトップボックスの貸与を受けようとする者は、四万十町ケーブルネットワーク付加サービス(追加・変更・停止)申込書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。 2 前項の規定により有償で貸与したセットトップボックスに関する取扱いについては、四万十町ケーブルネットワーク セットトップボックスレンタルサービス利用契約約款の定めるところによる。 3 条例第16条第3項の規定により無償でセットトップボックス又はデジタルチューナーの貸与を受けようとする者は、四万十町ケーブルネットワークセットトップボックス又はデジタルチューナーの無償貸与(変更)申請書(様式第15号)を町長に提出しなければならない。 4 前項の規定により無償で貸与することができる、セットトップボックス又はデジタルチューナーは、工事実施年度に別に定める期間までに加入する者に対して、有料番組契約者についてはセットトップボックスをその他の者についてはデジタルチューナーを利用者に対して一台限り貸与する。 5 前項のセットトップボックスは有料番組申込時に貸与し、デジタルチューナーの貸与は、平成23年3月に同年7月以降引き続いてアナログテレビを視聴する利用者に対して行うものとする。

改正後	改正前
(宅内設備の移転又は変更) 第18条 条例第16条第1項の規定による届出は、四万十町ケーブルネットワーク	6 他の法律等に基づき貸与されるデジタルチューナー等がある場合は、これを貸与しないものとする。 (視聴制御カードの貸与及び取扱い) 第32条 条例第16条第1項及び第3項の規定により貸与したセットトップボックス又はデジタルチューナーの機器に付属する視聴制御カードは、町長が無償で貸与し、その取扱いは、次のとおりとする。 2 町が貸与する視聴制御カードは、CATV専用B-CASカード及びC-CASカードとする。 3 CATV専用B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズが定めるCATV専用B-CASカード使用許諾契約約款の規定の定めるところによる。 4 C-CASカードは町の所有とし、利用者が条例第20条第1項の規定による放送通信サービスの利用を休止し、若しくは条例第21条第1項の規定による放送通信サービスの利用を停止し、又は条例第27条第1項の規定による放送通信サービスの提供の停止を受けた場合は、当該C-CASカードを直ちに町長に返還しなければならない。 5 利用者は、貸与を受けた視聴制御カードについて、町が手配する以外にデータの追加、変更又は改ざんをしてはならない。 6 利用者は、前項に規定するデータの追加、変更又は改ざんが行われたことにより町及び第三者に及ぼした損害について、賠償しなければならない。 7 視聴制御カードの故障によって受信障害が発生したと町長が認めたときは、当該カードを交換する。この場合において、当該カードの故障の原因が利用者の責によらないと町長が認めたときを除き、利用者は、町に対して視聴制御カードの再発行に要する費用を支払わなければならない。 8 視聴制御カードの故障により、基本コース及び有料番組が視聴できない損害が生じて、町は一切の責任を負わない。 (宅内設備の移転又は変更) 第33条 条例第19条第1項の規定による届出は、四万十町ケーブルネットワーク

改正後	改正前
ーク引込線及び宅内設備等移転・変更承認届（様式第11号）により行わなければならない。 2 町長は、前項の承認を行った場合は、届出者に対し、四万十町ケーブルネットワーク引込線及び宅内設備等移転・変更承認書（様式第12号）を交付するものとする。 （放送通信サービスの利用の休止等） 第19条 条例第17条第1項の規定による届出は、四万十町ケーブルネットワーク利用休止・再開届（様式第2号）により行わなければならない。 2 放送通信サービスの利用の休止の期間は、1月を単位として1年以内とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。 （放送通信サービスの加入の脱退等） 第20条 条例第18条第1項の規定による届出は、四万十町ケーブルネットワーク利用停止（脱退）届（様式第13号）により行うものとする。 2 町長は、前項の届出を受理したときは、四万十町ケーブルネットワーク利用停止（脱退）通知書（様式第14号）により加入者又は利用者に通知するものとする。 3 脱退及び利用の停止に伴う加入者が所有し、又は占有する土地、家屋、構築物等の原状回復に要する工事の費用は、加入者の負担とする。 （放送番組等） 第21条 条例第19条の放送番組は、別表第2のとおりとする。 （放送番組の内容及び放送時間） 第22条 条例第20条の番組の内容及び放送時間は、別表第3のとおりとする。 （広告及び宣伝） 第23条 条例第22条の規定により、四万十町ケーブルネットワークを利用して広告及び宣伝番組の放送を依頼する者は、四万十町ケーブルネットワー	ーク引込線及び宅内設備等移転・変更承認届（様式第16号）により行わなければならない。 2 町長は、前項の承認を行った場合は、届出者に対し、四万十町ケーブルネットワーク引込線及び宅内設備等移転・変更承認書（様式第17号）を交付するものとする。 （放送通信サービスの利用の休止等） 第34条 条例第20条第1項の規定による届出は、四万十町ケーブルネットワーク利用休止・再開届（様式第3号）により行わなければならない。 2 放送通信サービスの利用の休止の期間は、1月を単位として1年以内とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。 3 第7条の規定は、条例第20条第3項に規定する手数料の徴収について準用する。 （放送通信サービスの加入の脱退等） 第35条 条例第21条第1項の規定による届出は、四万十町ケーブルネットワーク利用停止（脱退）届（様式第18号）により行うものとする。 2 町長は、前項の届出を受理したときは、四万十町ケーブルネットワーク利用停止（脱退）通知書（様式第19号）により加入者又は利用者に通知するものとする。 3 脱退及び利用の停止に伴う加入者が所有し、又は占有する土地、家屋、構築物等の原状回復に要する工事の費用は、加入者の負担とする。 （放送番組等） 第36条 条例第22条の放送番組は、別表第2のとおりとする。 （放送番組の内容及び放送時間） 第37条 条例第23条の番組の内容及び放送時間は、別表第3のとおりとする。 （広告及び宣伝） 第38条 条例第25条の規定により、四万十町ケーブルネットワークを利用して広告及び宣伝番組の放送を依頼する者は、四万十町ケーブルネットワー

改正後	改正前
ク放送申請書（様式第15号）を提出するものとする。 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、四万十町ケーブルネットワーク放送承認（不承認）書（様式第21号）により申請者に通知するものとする。 3 広告及び宣伝番組の放送料の額は、別表第4のとおりとする。 4 前項の放送料は、町長が発行する納付書により徴収するものとする。	ク放送申請書（様式第20号）を提出するものとする。 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、四万十町ケーブルネットワーク放送承認（不承認）書（様式第21号）により申請者に通知するものとする。 3 広告及び宣伝番組の放送料の額は、別表第4のとおりとする。 4 前項の放送料は、町長が発行する納付書により徴収するものとする。 （告知放送の使用者） 第39条 条例第3条第7号に規定する告知放送端末機及び屋外スピーカーへの放送（以下「告知放送」という。）を行うことができる者（以下「放送使用者」という。）は、次のとおりとする。 （1） 町の職員 （2） 町の小学校及び中学校の校長 （3） 地区の区長 （4） 高幡消防組合の職員で四万十清流消防署及び同西分署に属するもの （5） 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認めるもの 2 前項の規定にかかわらず、放送使用者は、必要があると認めるときは、放送使用者以外の者に告知放送を行わせることができる。この場合において、放送使用者は、告知放送の使用方法を、告知放送を行う者に指導するとともに、その告知放送の内容を確認しなければならない。 3 放送使用者は、この規則に規定する内容を遵守し、告知放送の管理及び運用に当たらなければならない。 （告知放送の統制） 第40条 町長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定により、四万十町災害対策本部が設置されたとき、又は天災地変その他やむを得ない事由があると認めるときは、告知放送を統制することができる。 （告知放送の保全） 第41条 利用者及び放送使用者は、告知放送サービスの利用及び告知放送の

改正後	改正前
	使用に際し、異常を発見したときは、速やかに町長に報告しなければならない。 2 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を確認し、告知放送サービスの機能回復の措置を講じなければならない。 (放送することができる内容) 第42条 告知放送で放送することができる内容は、次のとおりとする。 (1) 地震、台風、火災等の災害時における情報 (2) 町の重要な公示事項及び広報等告知事項 (3) 地区において必要かつ重要と認められる情報 (4) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める事項 2 告知放送の放送内容に関する責任は、放送使用者の責任とし、町は一切の責任を負わない。 (放送することができない内容) 第43条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる内容の告知放送をしてはならない。 (1) 私的又は営利を目的とする情報 (2) 宗教上の組織若しくは団体の便益を図る情報又は慈善、教育若しくは博愛に関する情報であっても、町の共催若しくは後援を得ていないもの (3) 選挙運動又は政治活動に関する情報 (4) 公序良俗に反する情報 (5) 前各号に定めるもののほか、社会通念上ふさわしくない情報 (放送内容の記録) 第44条 放送使用者は、告知放送を行ったときは、放送内容、放送日時及び放送を行った者等を記録し、告知放送の日から起算して3年間保存しなければならない。 2 町長は、告知放送サービスの管理運営上必要があると認めるときは、前項に規定する放送内容の記録等の提出を求めることができる。

改正後	改正前
(ケーブルインターネットの加入申込み) 第24条 条例第26条第1項の規定によりインターネットサービスの提供を受けようとする利用者は、四万十町ケーブルネットワーク加入申込書兼口座振替納付依頼書・自動払込利用申込(様式第1号)及び四万十町ケーブルネットワーク付加サービス(追加・変更・停止)申込書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。 2 町長は、前項の規定による申込みを受理し、条例第26条第2項前段の規定に該当しないと認めるときは、四万十町インターネットサービス加入承認兼情報設定通知書(様式第17号)により加入を承認するものとする。 (インターネットサービスの種類の変更) 第25条 インターネット加入者は、前条第2項の規定による承認を受けたインターネットサービスの内容を変更するとき、又は付加機能を追加、廃止するときにあつては四万十町ケーブルネットワーク付加サービス(追加・変更・停止)申込書(様式第4号)により、それぞれ申し込まなければならない。 2 町長は、前項の規定による申込みを受理し、その内容が適当であると認めるときは、四万十町インターネット付加サービス内容変更通知書(様式	(放送時間) 第45条 放送使用者が告知放送を行うことができる時間は、午前6時から午後8時までとする。ただし、第42条第1項第1号の放送及び緊急を要する放送については、この限りでない。 (ケーブルインターネットの加入申込み) 第46条 条例第29条第1項の規定によりインターネットサービスの提供を受けようとする利用者は、四万十町ケーブルネットワーク加入申込書兼口座振替納付依頼書・自動払込利用申込(様式第1号)及び四万十町ケーブルネットワーク付加サービス(追加・変更・停止)申込書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。 2 町長は、前項の規定による申込みを受理し、条例第29条第2項前段の規定に該当しないと認めるときは、四万十町インターネットサービス加入承認兼情報設定通知書(様式第22号)により加入を承認するものとする。 3 町長は、第1項の規定による申込みを受理し、条例第28条第2項前段の規定に該当すると認めるときは、四万十町インターネットサービス加入不承認通知書(様式第23号)により通知するものとする。 4 第2項の規定による承認を受けた利用者は、条例及びこの規則の規定により、インターネットサービスの提供を受けるもの(以下「インターネット加入者」という。)となり、条例及びこの規則の規定並びに約款の定めに従う義務を負う。 (インターネットサービスの種類の変更) 第47条 インターネット加入者は、第41条第2項の規定による承認を受けたインターネットサービスの内容を変更するとき、又は付加機能を追加、廃止するときにあつては四万十町ケーブルネットワーク付加サービス(追加・変更・停止)申込書(様式第8号)により、それぞれ申し込まなければならない。 2 町長は、前項の規定による申込みを受理し、その内容が適当であると認めるときは、四万十町インターネット付加サービス内容変更通知書(様式

改正後	改正前
第18号) により通知するものとする。 (インターネットサービス加入者の実費負担) 第26条 インターネット加入者が、インターネットサービスを介して第三者が提供する有料サービスを受けたときの費用は、インターネット加入者の負担とする。 (インターネットサービスの使用料) 第27条 条例第28条第2項に規定する使用料の額は、別表第5のとおりとする。 (インターネットサービスの使用料の徴収方法) 第28条 第7条の規定は、条例第28条第1項に規定する使用料の徴収について準用する。 (インターネットサービスの使用料の免除) 第29条 条例第30条の規定により免除を受けようとするものは、四万十町ケーブルネットワーク加入金・使用料等免除申請書(様式第9号)を町長に申請しなければならない。 2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審議し、その結果を四万十町ケーブルネットワーク加入金・使用料等免除承認(不承認)通知書(様式第10号)により、通知するものとする。 3 免除を受けていた者が、免除の条件に該当しなくなったときは、遅延なく届け出なければならない。 (インターネットサービスの利用の停止) 第30条 条例第31条第1項の規定によりインターネットサービスの利用を停止するときは、四万十町ケーブルネットワーク付加サービス(追加・変更・停止)申込書(様式第4号)により町長に届け出なければならない。 2 町長は、前項の規定による届出を受理したときは、四万十町インターネットサービス利用停止承認通知書(様式第19号)により停止を承認するものとする。 (インターネットサービス加入者の禁止行為)	第24号) により通知するものとする。 (インターネットサービス加入者の実費負担) 第48条 インターネット加入者が、インターネットサービスを介して第三者が提供する有料サービスを受けたときの費用は、インターネット加入者の負担とする。 (インターネットサービスの使用料) 第49条 条例第31条第2項に規定する使用料の額は、別表第5のとおりとする。 (インターネットサービスの使用料の徴収方法) 第50条 第7条の規定は、条例第31条第1項に規定する使用料の徴収について準用する。 (インターネットサービスの使用料の免除) 第51条 条例第33条の規定により免除を受けようとするものは、四万十町ケーブルネットワーク加入金・使用料等免除申請書(様式第13号)を町長に申請しなければならない。 2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審議し、その結果を四万十町ケーブルネットワーク加入金・使用料等免除承認(不承認)通知書(様式第14号)により、通知するものとする。 3 免除を受けていた者が、免除の条件に該当しなくなったときは、遅延なく届け出なければならない。 (インターネットサービスの利用の停止) 第52条 条例第35条第1項の規定によりインターネットサービスの利用を停止するときは、四万十町ケーブルネットワーク付加サービス(追加・変更・停止)申込書(様式第8号)により町長に届け出なければならない。 2 町長は、前項の規定による届出を受理したときは、四万十町インターネットサービス利用停止承認通知書(様式第25号)により停止を承認するものとする。 (インターネットサービス加入者の禁止行為)

改正後	改正前
第31条 条例第33条第7号の禁止行為は、次のとおりとする。 (1) 他のインターネット加入者のＩＤ（インターネット加入者を識別するために割り振られる文字列をいう。）、パスワード等を不正に使用すること。 (2) ひぼう、中傷、わいせつ等公序良俗又は法令に違反する行為 (3) インターネットサービスのシステムを利用して、他の第三者に当該サービスを利用させる行為 (4) コンピュータウイルス等有害なプログラムをインターネットサービスを通じて使用し、又は提供すること。 (5) 他の者に損害又は苦痛を与える情報を発信すること。 (自営柱の借地料) 第32条 町が独自に建柱する自営柱の借地料は、電柱又は支線それぞれ1本につき年間5百円とする。この場合において、設置が年度途中である場合は、1年とみなす。 (その他) 第33条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 この規則は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。 附 則（平成23年3月31日規則第4号）	第53条 条例第36条第7号の禁止行為は、次のとおりとする。 (1) 他のインターネット加入者のＩＤ（インターネット加入者を識別するために割り振られる文字列をいう。）、パスワード等を不正に使用すること。 (2) ひぼう、中傷、わいせつ等公序良俗又は法令に違反する行為 (3) インターネットサービスのシステムを利用して、他の第三者に当該サービスを利用させる行為 (4) コンピュータウイルス等有害なプログラムをインターネットサービスを通じて使用し、又は提供すること。 (5) 他の者に損害又は苦痛を与える情報を発信すること。 (自営柱の借地料) 第54条 町が独自に建柱する自営柱の借地料は、電柱又は支線それぞれ1本につき年間5百円とする。この場合において、設置が年度途中である場合は、1年とみなす。 (その他) 第55条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。 (加入推進) 2 条例第13条第2項に規定する加入推進を図る目的で行う加入推進期間等については、次のとおりとする。 (1) 加入推進期間は、平成23年4月1日から同年7月30日までとする。 (2) 条例第8条第1項の加入金及び同第11条第1項の引込工事に要する費用については、前号の期間中3万円とする。ただし、同第13条第1項に該当する者は、1万5千円とする。 (3) 第1号の期間中は、規則第8条第2項の規定は適用しない。 附 則（平成23年3月31日規則第4号）

改正後	改正前												
この規則は、平成23年4月1日から施行する。 附 則（平成24年3月27日規則第9号） この規則は、平成24年4月1日から施行する。 附 則（平成25年9月20日規則第20号） この規則は、平成25年10月1日から施行する。 附 則（平成26年4月1日規則第8号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成27年10月28日規則第23号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成30年3月30日規則第7号） この規則は、平成30年4月1日から施行する。 附 則（令和元年10月1日規則第15号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和3年2月1日規則第2号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和3年9月1日規則第17号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和7年12月 日規則第 号） この規則は、令和8年1月1日から施行する。	この規則は、平成23年4月1日から施行する。 附 則（平成24年3月27日規則第9号） この規則は、平成24年4月1日から施行する。 附 則（平成25年9月20日規則第20号） この規則は、平成25年10月1日から施行する。 附 則（平成26年4月1日規則第8号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成27年10月28日規則第23号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成30年3月30日規則第7号） この規則は、平成30年4月1日から施行する。 附 則（令和元年10月1日規則第15号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和3年2月1日規則第2号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和3年9月1日規則第17号） この規則は、公布の日から施行する。												
別表第1（第12条関係）	別表第1（第25条関係）												
四万十町ケーブルネットワーク有料番組コースの使用料	四万十町ケーブルネットワーク有料番組コースの使用料												
<table><tr><th>名称</th><th>有料番組の使用料（月額）</th></tr><tr><td>四万十町ケーブルネットワークが提供する有料番組コース</td><td>1,980円以内で町長の承認を得て指定管理者が定める額</td></tr></table>	名称	有料番組の使用料（月額）	四万十町ケーブルネットワークが提供する有料番組コース	1,980円以内で町長の承認を得て指定管理者が定める額	<table><tr><th>名称</th><th>有料番組の使用料（月額）</th></tr><tr><td>四万十町ケーブルネットワークが提供する有料番組コース</td><td>1,980円以内で町長の承認を得て指定管理者が定める額</td></tr></table>	名称	有料番組の使用料（月額）	四万十町ケーブルネットワークが提供する有料番組コース	1,980円以内で町長の承認を得て指定管理者が定める額				
名称	有料番組の使用料（月額）												
四万十町ケーブルネットワークが提供する有料番組コース	1,980円以内で町長の承認を得て指定管理者が定める額												
名称	有料番組の使用料（月額）												
四万十町ケーブルネットワークが提供する有料番組コース	1,980円以内で町長の承認を得て指定管理者が定める額												
別表第2（第21条関係）	別表第2（第36条関係）												
四万十町ケーブルネットワーク放送番組表	四万十町ケーブルネットワーク放送番組表												
<table><tr><th>CH</th><th>放送局</th><th>備考</th></tr><tr><td>1</td><td>NHK総合</td><td></td></tr></table>	CH	放送局	備考	1	NHK総合		<table><tr><th>CH</th><th>放送局</th><th>備考</th></tr><tr><td>1</td><td>NHK総合</td><td></td></tr></table>	CH	放送局	備考	1	NHK総合	
CH	放送局	備考											
1	NHK総合												
CH	放送局	備考											
1	NHK総合												

改正後				改正前			
	2	NHK教育			2	NHK教育	
	3				3		
	4	高知放送			4	高知放送	
	5	愛媛朝日テレビ			5	愛媛朝日テレビ	
	6	テレビ高知			6	テレビ高知	
	7				7		
	8	高知さんさんテレビ			8	高知さんさんテレビ	
	9				9		
	10				10		
	11	自主放送番組 文字・データ放送 河川・海岸等監視カメラ映像			11	自主放送番組 文字・データ放送 防災カメラ映像	
	12	文字・データ放送 河川・海岸等監視カメラ映像			12		

別表第3（第22条関係）

四万十町ケーブルネットワークが制作する放送番組の内容及び放送時間

区分	内容	時間
自主放送番組	コミュニティー情報 行政番組	毎日 午後6時～午後11時 6回
文字・データ放送	行政情報 防災情報 コミュニティー情報	常時
河川・海岸等監視 カメラ映像	河川等の映像	常時

別表第4（第23条関係）

四万十町ケーブルネットワーク広告及び宣伝番組の放送料

区分	基準	放送料
----	----	-----

別表第3（第37条関係）

四万十町ケーブルネットワークが制作する放送番組の内容及び放送時間

区分	内容	時間
自主放送番組	コミュニティー情報 行政番組	毎日 午後6時～午後11時 6回
文字・データ放送	行政情報 防災情報 コミュニティー情報	常時
防災カメラ映像	河川等の映像	常時

別表第4（第38条関係）

四万十町ケーブルネットワーク広告及び宣伝番組の放送料

区分	基準	放送料
----	----	-----

改正後		
静止画放送	1 放送期間につき	10,000円
動画放送	1 放送期間につき	20,000円
備考		
1	1 回当たりの放送は、15秒以内とする。	
2	1 放送とは、1 日 6 回の放送で 5 日間とする。	
3	制作費については、別途見積とする。	
別表第 5（第27条関係）		
(1) インターネットサービスの使用料		
名称	月額使用料	
インターネットサービス	6,600円以内で町長の承認を得て 指定管理者が定める額	
(2) インターネットサービス付加機能の使用料		
名称	初期費用	月額使用料
インターネットサービス付加機能	3,300円以内で町長の承認を得て指定管理者が定める額	2,750円以内で町長の承認を得て指定管理者が定める額

改正前		
静止画放送	1 放送期間につき	10,000円
動画放送	1 放送期間につき	20,000円
備考		
1	1 回当たりの放送は、15秒以内とする。	
2	1 放送とは、1 日 6 回の放送で 5 日間とする。	
3	制作費については、別途見積とする。	
別表第 5（第49条関係）		
(1) インターネットサービスの使用料		
名称	月額使用料	
インターネットサービス	5,130円以内で町長の承認を得て 指定管理者が定める額	
(2) インターネットサービス付加機能の使用料		
名称	初期費用	月額使用料
インターネットサービス付加機能	3,300円以内で町長の承認を得て指定管理者が定める額	2,750円以内で町長の承認を得て指定管理者が定める額

様式第1号（その1）（第5条・第6条及び第24条関係）

四十町ヶ車ブルネットワーク加入申込書 兼

 口座振替依頼書
 自動払込利用申込

公益財団法人四十町公社 様

※本枠内のみご記入ください。

※該当するところにご「○」をつけてください

契約約款を承認し、下記のとおり申し込みます。

申込日		年	月	日
依頼の内容 ☐ 1.新規加入 ☐ 2.口座変更 ☐ 3.名義変更 ☐ 4.その他 ()				
ご利用者	住所	(〒 -)		
		四十町ヶ		
		※ 共同住宅・借家・貸ビルの場合は建物名、郵便番号		
	フリガナ			
	氏 名			
	氏 名	生年 月日	大正 昭和 平成	年 月 日
	電話番号	- - -	携帯又は 連絡先	- - -
住居の状況 ☐ 1.専家 ☐ 2.借家 ☐ 3.共同住宅 ☐ 4.事業所・店舗 ☐ 5.その他 ()				
設置場所 四十町ヶ				
	住所	(〒 -) ※ 専家の場合は、ご記入する必要はありません。		
		※ 共同住宅・借家・貸ビルの場合は建物名		
建物所有者	フリガナ	〒連絡先 - -		
	氏 名			

■ 共同住宅・借家・貸ビルの場合は、建物所有者の承認が必要となりますので、建物所有者様には建物所有者の住所・氏名をご記入ください。

付加サービス利用申込内訳

テレビ	☐ 1.基本 ☐ 2.基本+有料番組
インターネット	☐ 1.利用する ☐ 2.利用しない
	●低速 512K ●高速 30M ●高速 100M ●高速 16M

■ テレビ (基本+有料番組)・インターネットをご利用する場合は、別紙契約書をご記入ください。

①
ケーブルネットワークセンター

私は、西千代ケーブルネットワークの加入金・引込工事・利用料金・手数料を次によりお振替によってお支払いとさせていただきます。下記の事項は確定の上記載します。

共通記入事項	フリガナ ☐ 法人名義人		振替日 毎月20日	印 （金融機関提出用）	
	住所		休日の場合は翌営業日		
砂糖銀行 から入金する方へ記入してください	種目コード	種別	通算口座番号(左づめ)	通算口座番号(右づめ)	地印
	1 7	6 3 0			印
	預払先口座番号	01640 - 0 - 39825	振込先加入者名 西千代ケーブルネットワーク		
ゆうちょ 年金受取 機能 残高照会 機能	フリガナ ご指定 口座 の種類	銀行・農業協同組合 信用金庫			本店・本所 支店・支所
	預金額 種類	☐ 普通・総合 ☐ 当座			口座番号(右づめ) 金融機関コード 支店コード
	※ お振り込みの際に「□」をつけてください				

記

1. 私が支払うべき料金等について、貴行（連・結合）に請求されたときは、私に通知することなく請求金を指定預金口座から引き落としのうえをお支払ください。なお、振替目の変更・再振替目の設定がなされる場合にはその日に引き落とされ差し支えありません。

2. 預金の引出しに当たっては、当期定額規定または預金規定にかかわらず、小切手の領出し又は現金払戻請求書の提出はありません。

3. 振替目において請求金が預金口座から払い出すことのできる金額（貸越を利用できる金額を含む。）を超えるときは、私の通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。

4. この契約及び貴行（連・結合）が必要とする場合に、私に通知することなく解約をしあるいは解除することがあります。

5. この借越債権管理について、総務部長との場合、貴行（連・結合）によるものを含め、貴行（連・結合）には迷惑をかけません。

6. ゆうちょ銀行（郵便局）の自動払込をご利用の場合は、自動払込規則が適用されます。

公益財団法人西万十公社
受付印

加入記録簿	発行号 ID
住居番	備考
棟番	
部屋番	

様式第1号（その1）（第5条・第6条及び第46条関係）

四万十町ケーブルネットワーク加入申込書 兼

公益財団法人四万十公社 様

【口座振替依頼書
自動払込利用申込】

※特約内のみご記入ください。
※該当するところに☑をつけてください。

契約約款を承認し、下記のとおり申し込みます。		申込日	年	月	日
依頼の内容 ☐ 1.新規加入 ☐ 2.口座変更 ☐ 3.名義変更 ☐ 4.その他 ()					
利用 者	住所	四万十町 ※ 共同住宅・借家・貸住の場合は建物名、部屋番号			
	フリガナ 氏名	印	生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日 生	
	電話番号	携帯又は 連絡先		-	
	住居の状況	☐ 1.持家 ☐ 2.借家 ☐ 3.共同住宅 ☐ 4.事業所・店舗 ☐ 5.その他 ()			
設置場所 四万十町 (平) ※ 持家の場合は、ご記入する必要はありません。					
建 物 所 有 者	住所	※ 共同住宅・借家・貸住の場合は建物名			
	フリガナ 氏名	印	〒連絡先	- -	
■黒色印字・借家・貸住の場合は、建物所有者の承認が必要となりますので、建物所有者欄には建物所有者の住所・氏名をご記入ください。 付加サービス利用申込内訳 テレビ ☐ 1.基本 ☐ 2.基本＋有料番組 インターネット ☐ 1.利用する ☐ 2.利用しない └─●低速 28K (基本料に含まれる) ●高速 30M ●高速 100M IP電話 ☐ 1.利用する ☐ 2.利用しない ■テレビ (基本＋有料番組)・インターネット・IP電話をご利用する場合は、別紙約款をご記入ください。					

私は、四万十町ケーブルネットワークの加入金・引込工事・利用料金・手数料を次により口座振替によって支払うこととしたので、下記の事項を確約の上依頼します。

①
ケーブルネットワーク
様

共通記入事項	フリガナ	振替日 毎月20日		印
	口座名義人			
住所	休日の場合は営業曜日			(金融機関類型別)

②
ご記入ください

項目コード	種別	通帳記号(左づめ)	通帳番号(右づめ)	捺印
16	3	0		印
17	6			
18	3			
振込先口座番号		01640 - 0 - 39825	振込先加入者名 四万十町ケーブルネットワーク	

③
ご記入ください

項目コード	種別	銀行・農業協同組合 信用金庫	口座番号(右づめ)	金融機関コード	支店コード
19	普通・総合				
20	当座				
※ご記入の際は「0」をつけてください。					

記

1. 私が支払ふべき料金等について、貴行(銀・組合)に請求があったときは、私に通知することなく請求金額を指定預金口座から支払ふのうえお支払ください。なお、振替日の変更・再振替日の設定がなされた場合にはその日に引き落として差し支えありません。
2. 預金の引落しに当たっては、当所規定決定金は預金規定にかかわらず、小切手の振出し又は預金払戻請求書の提出いたしません。
3. 振替日において請求金額が預金口座から払い戻すことのできる金額(貸借を利用できる金額を含む)を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。
4. この約款は、貴行(銀・組合)が必要と認めた場合には、私に通知することなく解約されたもの異議ありません。この約款の所定振替について、お断りを受けても、貴行(銀・組合)の責によるものを除き、貴行(銀・組合)には責任をかねません。
5. ゆうちょ銀行(郵便局)の自動払込をご利用の場合は、自動払込規則が適用されます。

公益財団法人四万十公社
受付印

加入者 ID

備考

捺印者

加入者印

捺印者

様式第1号（その2）（第5条・第6条及び第24条関係）

②
金融機関
控

四万十町ケーブルネットワーク加入申込書 兼 口座振替依頼書
自動払込利用申込

取扱金融機関 御中

※太枠内のみご記入ください。
※該当するところに□をつけてください。

申込日 年 月 日

依頼の内容 ☐1.新規加入 ☐2.口座変更 ☐3.名義変更 ☐4.その他（ ）

住 所 (平 -)

四万十町
※共同住宅・借家・貸ゼルの場合は建物名、部屋番号

フリガナ

氏 名

電話番号 - - - 携帯又は
連絡先 - - -

生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日 生

共通記
入
事項

フリガナ
口座
名義人

振替日
毎月20日

住 所

休日の場合
は翌営業日

③
(金融機関届出印)

ゆう
ちょ
銀行
よ

種目コード
1 6 3 0

種別

通帳記号(左づめ)

通帳番号(右づめ)

振込先口座番号 01640-0-39825

振込先加入者名 四万十町ケーブルネットワーク

ゆう
ちょ
銀行
よ

フリガナ
ご指定
口座

銀行・農業協同組合
信用金庫

本店・本所
支店・支所

☐1.普通・総合
☐2.当座

口座番号(右づめ)

金融機関コード

支店コード

※どちらかに□をつけてください。

1.私が支払うべき料金等について、貴行（庫・組合）に請求があったときは、私に通知することなく請求金額を指定預金口座から引落しのお支払いをお願いします。なお、振替日の変更・再振替日の設定がなされた場合にはその日に引き落としとして差し支えありません。

2.預金の引落しに当たっては、当該期定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振出し又は預金払戻請求書の提出はいたしません。

3.振替日において請求金額が預金口座から払い戻すことのできる金額（貸越を利用できる金額を含む）を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。

4.この契約は、貴行（庫・組合）が必要と認めた場合には、私に通知することなく解約されても異議ありません。

5.この預金口座振替について、紛議が生じても、貴行（庫・組合）の責によるものを除き、貴行（庫・組合）には迷惑をかけません。

6.ゆうちょ銀行（郵便局）の自動払込をご利用の場合は、自動払込規程が適用されます。

金融機関受付印

取扱金融機関処理欄

検印 印鑑照合 係印

様式第1号（その2）（第5条・第6条及び第46条関係）

②
金融機関
控

四万十町ケーブルネットワーク加入申込書 兼 口座振替依頼書
自動払込利用申込

取扱金融機関 御中

※太枠内のみご記入ください。
※該当するところに□をつけてください。

申込日 年 月 日

依頼の内容 ☐1.新規加入 ☐2.口座変更 ☐3.名義変更 ☐4.その他（ ）

住 所 (平 -)

四万十町
※共同住宅・借家・貸ゼルの場合は建物名、部屋番号

フリガナ

氏 名

電話番号 - - - 携帯又は
連絡先 - - -

生年月日 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 生

共通記
入
事項

フリガナ
口座
名義人

振替日
毎月20日

住 所

休日の場合
は翌営業日

③
(金融機関届出印)

ゆう
ちょ
銀行
よ

種目コード
1 6 3 0

種別

通帳記号(左づめ)

通帳番号(右づめ)

振込先口座番号 01640-0-39825

振込先加入者名 四万十町ケーブルネットワーク

ゆう
ちょ
銀行
よ

フリガナ
ご指定
口座

銀行・農業協同組合
信用金庫

本店・本所
支店・支所

☐1.普通・総合
☐2.当座

口座番号(右づめ)

金融機関コード

支店コード

※どちらかに□をつけてください。

1.私が支払うべき料金等について、貴行（庫・組合）に請求があったときは、私に通知することなく請求金額を指定預金口座から引落しのお支払いをお願いします。なお、振替日の変更・再振替日の設定がなされた場合にはその日に引き落としとして差し支えありません。

2.預金の引落しに当たっては、当該期定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振出し又は預金払戻請求書の提出はいたしません。

3.振替日において請求金額が預金口座から払い戻すことのできる金額（貸越を利用できる金額を含む）を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。

4.この契約は、貴行（庫・組合）が必要と認めた場合には、私に通知することなく解約されても異議ありません。

5.この預金口座振替について、紛議が生じても、貴行（庫・組合）の責によるものを除き、貴行（庫・組合）には迷惑をかけません。

6.ゆうちょ銀行（郵便局）の自動払込をご利用の場合は、自動払込規程が適用されます。

金融機関受付印

取扱金融機関処理欄

検印 印鑑照合 係印

21/48

様式第1号（その3）（第5条・第6条及び第24条関係）

四万十町ケーブルネットワーク加入申込書 兼		口座振替依頼書 自動払込利用申込	
公益財団法人四万十公社 様		※太枠内のみご記入ください。 ※記載するところに□をつけてください。	
申込日		年 月 日	
依頼の内容 ☐ 1.新規加入 ☐ 2.口座変更 ☐ 3.名義変更 ☐ 4.その他 ()			
住 所 (〒 -) 四万十町 ※ 共同住宅・借家・貸ビルの場合は建物名、部屋番号			
フリガナ 氏 名		大正 昭和 平成 年 月 日 生	
電話番号		携帯又は 連絡先	
備考欄			

③ 金融機関経由 ケーブルネットワーク費	
私は、四万十町ケーブルネットワークの加入金・引込工事・利用料金・手数料を次により口座振替 によって支払うこととし、下記の事項を協約の上取組します。	
共通記入事項	フリガナ 口座 名義人 住 所 振替日 毎月20日 休日の場合は 翌営業日 ④ (金融機関届出印)
ゆうちょ銀行 以外	種目コード 1 6 3 0 種別 の 通帳記号 (左づめ) の 通帳番号 (右づめ) 振込先口座番号 01640-0-39825 振込先加入者名 四万十町ケーブルネットワーク
ゆうちょ銀行 以外	フリガナ ご指定 口座 銀行・農業協同組合 信用金庫 本店・本所 支店・支所 ① 普通・総合 ② 当座 口座番号 (右づめ) 金融機関コード 支店コード ※どちらかに□をつけてください。
記 1. 私が支払うべき料金等について、貴行（庫・組合）に請求があったときは、私に通知することなく請求金額を指定預金口座 から引落しとのうえお支払ください。なお、振替日の変更・再振替日の設定がなされた場合にはその日に引き落としとして差し 支えありません。 2. 預金の引落しに当たっては、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振出し又は預金払戻請求書の提出は いたしません。 3. 振替日において請求金額が預金口座から払い戻すことのできる金額（貸越を利用できる金額を含む）を超えるときは、私に通 知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。 4. この契約は、貴行（庫・組合）が必要と認めた場合には、私に通知することなく解約されても異議ありません。 5. この預金口座振替について、紛議が生じても、貴行（庫・組合）の責によるものを除き、貴行（庫・組合）には迷惑を かけません。 6. ゆうちょ銀行（郵便局）の自動払込をご利用の場合は、自動払込規程が適用されます。	
ケーブルネットワーク 加入登録 受付印	
金融機関担当印	
金融機関受付印	

様式第1号（その3）（第5条・第6条及び第46条関係）

四万十町ケーブルネットワーク加入申込書 兼		口座振替依頼書 自動払込利用申込	
公益財団法人四万十公社 様		※太枠内のみご記入ください。 ※該当するところに□をつけてください。	
申込日		年 月 日	
依頼の内容 ☐ 1.新規加入 ☐ 2.口座変更 ☐ 3.名義変更 ☐ 4.その他 ()			
住 所 (〒 -) 四万十町 ※ 共同住宅・借家・貸ビルの場合は建物名、部屋番号			
フリガナ 氏 名		大正 昭和 平成 年 月 日 生	
電話番号		携帯又は 連絡先	
備考欄			

③ 金融機関経由 ケーブルネットワーク費	
私は、四万十町ケーブルネットワークの加入金・引込工事・利用料金・手数料を次により口座振替 によって支払うこととし、下記の事項を協約の上取組します。	
共通記入事項	フリガナ 口座 名義人 住 所 振替日 毎月20日 休日の場合は 翌営業日 ④ (金融機関届出印)
ゆうちょ銀行 以外	種目コード 1 6 3 0 種別 の 通帳記号 (左づめ) の 通帳番号 (右づめ) 振込先口座番号 01640-0-39825 振込先加入者名 四万十町ケーブルネットワーク
ゆうちょ銀行 以外	フリガナ ご指定 口座 銀行・農業協同組合 信用金庫 本店・本所 支店・支所 ① 普通・総合 ② 当座 口座番号 (右づめ) 金融機関コード 支店コード ※どちらかに□をつけてください。
記 1. 私が支払うべき料金等について、貴行（庫・組合）に請求があったときは、私に通知することなく請求金額を指定預金口座 から引落しとのうえお支払ください。なお、振替日の変更・再振替日の設定がなされた場合にはその日に引き落としとして差し 支えありません。 2. 預金の引落しに当たっては、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振出し又は預金払戻請求書の提出は いたしません。 3. 振替日において請求金額が預金口座から払い戻すことのできる金額（貸越を利用できる金額を含む）を超えるときは、私に通 知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。 4. この契約は、貴行（庫・組合）が必要と認めた場合には、私に通知することなく解約されても異議ありません。 5. この預金口座振替について、紛議が生じても、貴行（庫・組合）の責によるものを除き、貴行（庫・組合）には迷惑を かけません。 6. ゆうちょ銀行（郵便局）の自動払込をご利用の場合は、自動払込規程が適用されます。	
ケーブルネットワーク 加入登録 受付印	
金融機関担当印	
金融機関受付印	

様式第1号（その4）（第5条・第6条及び第24条関係）

四万十町ケーブルネットワーク加入申込書 兼		【口座振替依頼書 自動払込利用申込】		④ お客様 控	
公益財団法人四万十公社 様		※太枠内のみご記入ください。 ※該当するところに○をつけてください。			
契約約款を承認し、下記のとおりに申し込みます。		申込日		年 月 日	
依頼の内容		☐ 1.新規加入 ☐ 2.口座変更 ☐ 3.名義変更 ☐ 4.その他（ ）			
ご利用者 ご記入ください	住所	(〒 -) 四万十町 ※ 共同住宅・借家・貸ビルの場合は建物名、部屋番号		振替日 毎月20日	
	フリガナ			休日の場合は 翌営業日	
	氏名	大正 昭和 平成 年 月 日 生		(金融機関届出印)	
	電話番号	- - 携帯又は 連絡先 - -			
住居の状況		☐ 1.持家 ☐ 2.借家 ☐ 3.共同住宅 ☐ 4.事業所・店舗 ☐ 5.その他（ ）			
設置場所		四万十町			
建物所有者 ご記入ください	住所	(〒 -) ※ 持家の場合は、ご記入する必要はありません。 ※ 共同住宅・借家・貸ビルの場合は建物名			
	フリガナ	〒連絡先 - -			
	氏名				
■ 共同住宅・借家・貸ビルの場合は、建物所有者の承諾が必要となりますので、建物所有者様には建物所有者の住所・氏名をご記入ください。					
付加サービス利用申込内訳					
テレビ ☐ 1.基本 ☐ 2.基本＋有料番組					
インターネット ☐ 1.利用する ☐ 2.利用しない ● 低速 512K ● 高速 30M ● 高速 100M ● 高速 1G					
■ テレビ（基本＋有料番組）・インターネットをご利用の場合は、別紙契約書をご記入ください。					
私は、四万十町ケーブルネットワークの加入金・引込工事・利用料金・手数料を次により口座振替 によって支払うこととしたいので、下記の事項を協約の上依頼します。		④ お客様 控			
共通 事項	フリガナ 氏名	住所	振替日 毎月20日	⑤	
ご利用 者 ご記入 ください	種目コード 1 6 7 6 3 0	種別 の	通帳記号 (左づめ)	通帳番号 (右づめ)	
ゆう ちょ 銀行 以外 の 金融 機関 へ の 振込 先	振込先口座番号	01640-0-39825	振込先加入者名	四万十町ケーブルネットワーク	
ゆう ちょ 銀行 以外 の 金融 機関 へ の 振込 先	フリガナ ご指定 口座 預金 種目	銀行・農業協同組合 信用金庫		本店・本所 支店・支所	
1.普通・総合		口座番号 (右づめ)		金融機関コード	
2.当座				支店コード	
記					
1.私が支払うべき料金等について、貴行（庫・組合）に請求があったときは、私に通知することなく請求金額を 指定預金口座から引落しとのうえお支払ください。なお、振替日の変更・再振替日の設定がなされた場合には その日に引き落としとして差し支えありません。					
2.預金の引落しに当たっては、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振出し又は預金払戻請求 書の提出はいたしません。					
3.振替日において請求金額が預金口座から払い戻すことのできる金額（貸越を利用できる金額を含む。）を超え るときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。					
4.この契約は、貴行（庫・組合）が必要と認めた場合には、私に通知することなく解約されても異議ありません。					
5.この預金口座振替について、紛議が生じても、貴行（庫・組合）の責によるものを除き、貴行（庫・組合） には迷惑をかけません。					
6.ゆうちょ銀行（郵便局）の自動払込をご利用の場合は、自動払込規程が適用されます。					
◆お問い合わせ先◆ 四万十ケーブルテレビ (9:00 ~ 18:00) 日曜定休日 〒786-0011 四万十町香月が丘8-102 TEL: 0880-22-1117 IP: 050-8807-1117					

様式第1号（その4）（第5条・第6条及び第46条関係）

四万十町ケーブルネットワーク加入申込書 兼		【口座振替依頼書 自動払込利用申込】		④ お客様 控	
公益財団法人四万十公社 様		※太枠内のみご記入ください。 ※該当するところに○をつけてください。			
契約約款を承認し、下記のとおりに申し込みます。		申込日		年 月 日	
依頼の内容		☐ 1.新規加入 ☐ 2.口座変更 ☐ 3.名義変更 ☐ 4.その他（ ）			
ご利用者 ご記入 ください	住所	(〒 -) 四万十町 ※ 共同住宅・借家・貸ビルの場合は建物名、部屋番号		振替日 毎月20日	
	フリガナ			休日の場合は 翌営業日	
	氏名	大正 昭和 平成 年 月 日 生		(金融機関届出印)	
	電話番号	- - 携帯又は 連絡先 - -			
住居の状況		☐ 1.持家 ☐ 2.借家 ☐ 3.共同住宅 ☐ 4.事業所・店舗 ☐ 5.その他（ ）			
設置場所		四万十町			
建物所有者 ご記入 ください	住所	(〒 -) ※ 持家の場合は、ご記入する必要はありません。 ※ 共同住宅・借家・貸ビルの場合は建物名			
	フリガナ	〒連絡先 - -			
	氏名				
■ 共同住宅・借家・貸ビルの場合は、建物所有者の承諾が必要となりますので、建物所有者様には建物所有者の住所・氏名をご記入ください。					
付加サービス利用申込内訳					
テレビ ☐ 1.基本 ☐ 2.基本＋有料番組					
インターネット ☐ 1.利用する ☐ 2.利用しない ● 低速 128K (基本料に含まれる) ● 高速 30M ● 高速 100M					
IP電話 ☐ 1.利用する ☐ 2.利用しない					
■ テレビ（基本＋有料番組）・インターネット・IP電話をご利用の場合は、別紙契約書をご記入ください。					
私は、四万十町ケーブルネットワークの加入金・引込工事・利用料金・手数料を次により口座振替 によって支払うこととしたいので、下記の事項を協約の上依頼します。		④ お客様 控			
共通 事項	フリガナ 氏名	住所	振替日 毎月20日	⑤	
ご利用 者 ご記入 ください	種目コード 1 6 7 6 3 0	種別 の	通帳記号 (左づめ)	通帳番号 (右づめ)	
ゆう ちょ 銀行 以外 の 金融 機関 へ の 振込 先	振込先口座番号	01640-0-39825	振込先加入者名	四万十町ケーブルネットワーク	
ゆう ちょ 銀行 以外 の 金融 機関 へ の 振込 先	フリガナ ご指定 口座 預金 種目	銀行・農業協同組合 信用金庫		本店・本所 支店・支所	
1.普通・総合		口座番号 (右づめ)		金融機関コード	
2.当座				支店コード	
記					
1.私が支払うべき料金等について、貴行（庫・組合）に請求があったときは、私に通知することなく請求金額を 指定預金口座から引落しとのうえお支払ください。なお、振替日の変更・再振替日の設定がなされた場合には その日に引き落としとして差し支えありません。					
2.預金の引落しに当たっては、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振出し又は預金払戻請求 書の提出はいたしません。					
3.振替日において請求金額が預金口座から払い戻すことのできる金額（貸越を利用できる金額を含む。）を超え るときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。					
4.この契約は、貴行（庫・組合）が必要と認めた場合には、私に通知することなく解約されても異議ありません。					
5.この預金口座振替について、紛議が生じても、貴行（庫・組合）の責によるものを除き、貴行（庫・組合） には迷惑をかけません。					
6.ゆうちょ銀行（郵便局）の自動払込をご利用の場合は、自動払込規程が適用されます。					
◆お問い合わせ先◆ 四万十ケーブルテレビ (9:00 ~ 18:00) 日曜定休日 〒786-0011 四万十町香月が丘8-102 TEL: 0880-22-1117 IP: 050-8807-1117					

削除

様式第 2 号（第 5 条関係）	
第 号	
年 月 日	
様	
四万十町長 印	
四万十町ケーブルネットワーク加入承認通知書 （ケーブルネットワーク登録完了のお知らせ）	
この度は、四万十町ケーブルネットワークの加入の申込みをいただきまして誠にあり がとうございます。	
さて、お客様から申込みのあった四万十町ケーブルネットワークの加入については、 四万十町ケーブルネットワーク条例施行規則第 5 条第 2 項の規定により、これを承認し ましたので通知いたします。	
尚、四万十町ケーブルネットワーク条例第 7 条第 4 項に規定する管理上必要な条件は 下記のとおりです。	
記	
管理上必要な条件	

様式第 2 号（第 6 条・第 17 条及び第 19 条関係）

四万十町ケーブルネットワーク利用休止・再開届

設 置 場 所		四万十町 共同住宅の名称又は貸家住宅の所有者（ ）	
契 約 者 の 氏 名 又 は 名 称		電話番号 -	
休 止	休 止 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
	休 止 理 由		
再 開	再 開 月 日	年 月 日 ～	
	再 開 理 由		
備 考			

上記のとおり、四万十町ケーブルネットワークの利用を休止（再開）したいので、四万十町ケーブルネットワーク条例第 7 条第 5 項、第 13 条第 2 項及び第 18 条第 1 項の規定により届出します。

年 月 日
四万十町長 様

住所（事務所又は事業所の所在地）
.....
氏名（名称及び代表者の氏名）
.....
【電話番号 - 】

☐ 休止期間満了後は放送通信サービスのうち基本コースの利用が自動的に再開され、同時に基本コースの利用料金の自動引落が再開されることに同意します。

休止継続理由 一年を超える休止を希望 される場合は必ず理由を ご記入下さい		結果	認定 ・ 却下
--	--	----	---------------

※付加サービス・使用料の減額適用については休止開始と同時に解約・該当外扱いとなります。

休止期間満了後に付加サービスの再開、又は使用料の減額適用を希望される場合は再度 申請書の提出が必要

様式第 3 号（第 6 条・第 30 条及び第 34 条関係）

四万十町ケーブルネットワーク利用休止・再開届

設 置 場 所		四万十町 共同住宅の名称又は貸家住宅の所有者（ ）	
氏 名 又 は 名 称		電話番号 -	
休 止	休 止 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
	休 止 理 由		
再 開	再 開 月 日	年 月 日 ～	
	再 開 理 由		
休止・再開手数料		100 円（1 回につき）	
備 考			

上記のとおり、四万十町ケーブルネットワークの利用を休止（再開）したいので、四万十町ケーブルネットワーク条例第 7 条第 5 項、第 14 条第 2 項及び第 20 条第 1 項の規定により届出します。

年 月 日

四万十町長 様

住所（事務所又は事業所の所在地）
.....
氏名（名称及び代表者の氏名）
.....
【電話番号 - 】

様式第 3 号 (第 9 条関係)

四万十町ケーブルネットワーク地位承継届

設 置 場 所	四万十町 共同住宅の名称又は貸家住宅の所有者（ ）
氏 名 又 は 名 称 （ 承 継 者 ）	電話番号 ー
氏 名 又 は 名 称 （ 被 承 継 者 ）	
承 継 の 理 由	
備 考	

上記のとおり、四万十町ケーブルネットワークの加入者の地位を承継しましたので、四万十町ケーブルネットワーク条例施行規則第9条の規定により届出します。

年 月 日

四万十町長 様

住所（事務所又は事業所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

【電話番号】 — 【】

様式第4号 (第9条関係)

四万十町ケーブルネットワーク地位承継届

設　置　場　所	四万十町 共同住宅の名称又は貸家住宅の所有者（　　　　　　　　　）
氏名又は名称 （承　継　者）	電話番号　　　　　－
氏名又は名称 （被　承　継　者）	
承　継　の　理　由	
備　　　　　考	

上記のとおり、四万十町ケーブルネットワークの加入者の地位を承継しましたので、四万十町ケーブルネットワーク条例施行規則第9条の規定により届出します。

年 月 日

四万十町長 様

住所（事務所又は事業所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

【電話番号】 — 【】

削除

様式第 5 号（第12条関係）
四万十町ケーブルネットワーク 宅内工事指定業者指定申請書

年 月 日

四万十町長 様

店舗又は営業所の所在地
住所〔法人にあっては事業所の所在地〕
.....
氏名〔法人にあっては名称及び代表者の氏名〕
.....
電話 ー

四万十町ケーブルネットワーク 条例施行規則第12条の規定により、四万十町ケーブルネットワーク 宅内工事指定業者の指定を申請します。

記

事業経歴	放送機器設置工事及びインターネット機器設置工事の実績 有 ・ 無 (有の場合)...
研修終了者	有 (人) ・ 無
工事種別	1 放送機器設置工事 2 インターネット機器設置工事
特記事項	

削除

様式第 6 号（第13条関係）
四万十町ケーブルネットワーク 宅内工事指定業者指定証

第 号

年 月 日

様

四万十町長

印

四万十町ケーブルネットワーク 条例施行規則第13条第 1 項の規定により、四万十町ケーブルネットワーク 宅内工事指定業者として指定します。

指 定 番 号	四万十町指定第 号
指 定 日	年 月 日
指定工事種別	
特 記 事 項	

削除

様式第 7 号（第15条関係）		年	月	日
四万十町長		様		
		住所（事務所又は事業所の所在地）		
				
		氏名（名称及び代表者の氏名）		
				
		④		
		【電話番号 - 】		
四万十町ケーブルネットワーク宅内工事指定業者廃止（休止）届				
年 月 日付け 第 号で指定を受けた四万十町ケーブルネット				
トワーク宅内工事指定業者を廃止（休止）したいので、四万十町ケーブルネットワーク				
条例施行規則第15条の規定により、下記のとおり届出します。				
記				
1	廃止（休止）月日	年	月	日
2	廃止（休止）理由			

様式第 4 号（その 1）（第13条・第24条・第25条及び第30条関係）

①
ケーブルネットワーク
控

四万十町ケーブルネットワーク付加サービス申込書

公益財団法人四万十公社 様

※本枠内のみご記入ください。

契約約款を承認し、下記のとおり申し込みます。

申込日

年

月

日

住所

四万十町

（事業所又は事業所の所在地）

（フリガナ）

氏名

（フリガナ）

電話番号

有料番組（該当するところに☑をつけてください。）

番組名

月額（税込）

利用（開始・停止）希望日

ファミリーチャンネル（多チャンネルパック）

1,050円

開始

停止

年

月

日

衛星劇場

1,980円

開始

停止

年

月

日

東映チャンネル

1,650円

開始

停止

年

月

日

V☆パラダイス

770円

開始

停止

年

月

日

グリーンチャンネル

1,100円

開始

停止

年

月

日

SPEEDチャンネル

990円

開始

停止

年

月

日

<注意> 番組内容は変更になる場合があります。
月額料金は、番組配信会社との都合により変更になる場合があります。

公益財団法人四万十公社
受付印

加入登録
確認者

加入者ID

備考

固定IP

1. 申込（初期費用：税込3,300円、月額：税込2,750円、低速128K使用不可）

2. 解約

①
ケーブルネットワーク
控

インターネット（該当するところに☑をつけてください。）

依頼の内容

1. 新規

2. 内容変更

3. 停止（メールアドレス保持）

4. 再開

5. 解約（メールアドレスも解約）

6. その他（

パソコンのOS

コース（月額）

1. 低速512K（税込580円）

2. 高速30M（税込2,610円）

3. 高速100M（税込5,130円）

4. 高速1G（税込6,400円）

無料サービス

フリガナ

第1希望

フリガナ

第2希望

フリガナ

有料サービス

フリガナ

第1希望

フリガナ

第2希望

※ アドレスの最後の文字は記号不可、英数字は可。（メールアドレス「@」より前の部分）
※ 1アドレスにつき、必ず第2希望までご記入ください。
※ 3文字以上30文字以内、小文字半角英数字、「-」（ハイフン）、「_」（アンダーバー）は可、それ以外の記号は不可。
※ 必ずフリガナをご記入ください。例「a（オー）」、「b（ベータ）」、「c（シー）」、「d（ディー）」、「e（イー）」など
※ 数字の場合は○で囲ってください。例「ahimsa」①②③
※ メールアドレスを変更する場合は、1アドレスあたり1,100円の手数料が必要となります。
※ メールアドレス1個目は無料、2個目以降は1アドレスあたり月額440円の利用料が必要となります。

メール転送

1. 申込（初期費用：税込3,080円）

2. 解約

フリガナ

メールアドレス

ホームページ

1. 掲載容量

MB（月額：税込550円/10MB単位）変更前容量

MB

2. 解約

フリガナ

希望
デイルタ

固定IP

1. 申込（初期費用：税込3,300円、月額：税込2,750円、低速128K使用不可）

2. 解約

代理申請

氏名

続柄

電話

様式第 8 号（その 1）（第26条・第31条・第46条・第47条及び第52条関係）

①
ケーブルテレビ控

四万十町ケーブルネットワーク付加サービス申込書

公益財団法人四万十公社 様

※本枠内のみご記入ください。

契約約款を承認し、下記のとおり申し込みます。

申込日

年

月

日

住所

四万十町

（事業所又は事業所の所在地）

（フリガナ）

氏名

（フリガナ）

電話番号

有料番組（該当するところに☑をつけてください。）

番組名

月額（税込）

利用（開始・停止）希望日

ファミリーチャンネル（多チャンネルパック）

1,050円

開始

停止

年

月

日

衛星劇場

1,980円

開始

停止

年

月

日

東映チャンネル

1,650円

開始

停止

年

月

日

V☆パラダイス

770円

開始

停止

年

月

日

グリーンチャンネル

1,100円

開始

停止

年

月

日

SPEEDチャンネル

990円

開始

停止

年

月

日

<注意> 番組内容は変更になる場合があります。
月額料金は、番組配信会社の都合により変更になる場合があります。

公益財団法人四万十公社
受付印

加入登録
確認者

加入者ID

備考

固定IP

1. 申込（初期費用：税込3,300円、月額：税込2,750円、低速128K使用不可）

2. 解約

①
ケーブルテレビ控

インターネット（該当するところに☑をつけてください。）

依頼の内容

1. 新規

2. 内容変更

3. 停止（メールアドレス保持）

4. 再開

5. 解約（メールアドレスも解約）

6. その他（

パソコンのOS

コース（月額）

1. 低速128K（基本料を含む）

2. 高速30M（税込2,610円）

3. 高速100M（税込5,130円）

無料サービス

フリガナ

第1希望

フリガナ

第2希望

フリガナ

有料サービス

フリガナ

第1希望

フリガナ

第2希望

※ アドレスの最後の文字は記号不可、英数字は可。（メールアドレス「@」より前の部分）
※ 1アドレスにつき、必ず第2希望までご記入ください。
※ 3文字以上30文字以内、小文字半角英数字、「-」（ハイフン）、「_」（アンダーバー）は可、それ以外の記号は不可。
※ 必ずフリガナをご記入ください。例「a（オー）」、「b（ベータ）」、「c（シー）」、「d（ディー）」、「e（イー）」など
※ 数字の場合は○で囲ってください。例「ahimsa」①②③
※ インターネットコースを変更する場合は、1回あたり100円の手数料が必要となります。
※ メールアドレスを変更する場合は、1アドレスあたり1,100円の手数料が必要となります。
※ メールアドレス1個目は無料、2個目以降は1アドレスあたり月額440円の利用料が必要となります。

メール転送

1. 申込（初期費用：税込3,080円）

2. 解約

フリガナ

メールアドレス

ホームページ

1. 掲載容量

MB（月額：税込550円/10MB単位）変更前容量

MB

3. 解約

フリガナ

希望
デイルタ

固定IP

1. 申込（初期費用：税込3,300円、月額：税込2,750円、低速128K使用不可）

2. 解約

IP電話

1. 申込（初期費用：税込1,100円、月額：税込638円/回線につき）

2. 解約

（ターミナルアダプタ利用含む、ユニバーサルサービス料金は含まない。）
※ IP電話を使用する電話機にナンバーディスプレイ機能はありますか？

1. あり

2. なし

代理申請

氏名

続柄

電話

2021.09

様式第 4 号（その 2）（第13条・第24条・第25条及び第30条関係）

②
お客様控

四万十町ケーブルネットワーク付加サービス申込書

公益財団法人四万十公社 様

※主枠内のみご記入ください。

契約約款を承認し、下記のとおり申し込みます。

申込日

年

月

日

住所

四万十町

事業所の所在地

〒

氏名

フリガナ

電話番号

有料番組（該当するところに☑をつけてください。）

番組名	月額(税込)	利用(開始・停止)希望日
☐ ファミリーチャンネル(多チャンネルパック)	1,050円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日
☐ 衛星劇場	1,980円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日
☐ 東映チャンネル	1,650円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日
☐ V☆パラダイス	770円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日
☐ グリーンチャンネル	1,100円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日
☐ SPEEDチャンネル	990円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日

※注意▶番組内容は変更になる場合があります。
月額料金は、番組配信会社の都合により変更になる場合があります。

代理申請

氏名

続柄

電話

インターネット（該当するところに☑をつけてください。）

②
お客様控

四万十町ケーブルネットワーク付加サービス申込書

公益財団法人四万十公社 様

※主枠内のみご記入ください。

契約約款を承認し、下記のとおり申し込みます。

申込日

年

月

日

住所

四万十町

事業所の所在地

〒

氏名

フリガナ

電話番号

有料番組（該当するところに☑をつけてください。）

番組名	月額(税込)	利用(開始・停止)希望日
☐ ファミリーチャンネル(多チャンネルパック)	1,050円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日
☐ 衛星劇場	1,980円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日
☐ 東映チャンネル	1,650円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日
☐ V☆パラダイス	770円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日
☐ グリーンチャンネル	1,100円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日
☐ SPEEDチャンネル	990円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日

※注意▶番組内容は変更になる場合があります。
月額料金は、番組配信会社の都合により変更になる場合があります。

代理申請

氏名

続柄

電話

様式第 8 号（その 2）（第26条・第31条・第46条・第47条及び第52条関係）

②
お客様控

四万十町ケーブルネットワーク付加サービス申込書

公益財団法人四万十公社 様

※主枠内のみご記入ください。

契約約款を承認し、下記のとおり申し込みます。

申込日

年

月

日

住所

四万十町

事業所の所在地

〒

氏名

フリガナ

電話番号

有料番組（該当するところに☑をつけてください。）

番組名	月額(税込)	利用(開始・停止)希望日
☐ ファミリーチャンネル(多チャンネルパック)	1,050円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日
☐ 衛星劇場	1,980円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日
☐ 東映チャンネル	1,650円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日
☐ V☆パラダイス	770円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日
☐ グリーンチャンネル	1,100円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日
☐ SPEEDチャンネル	990円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日

※注意▶番組内容は変更になる場合があります。
月額料金は、番組配信会社の都合により変更になる場合があります。

代理申請

氏名

続柄

電話

インターネット（該当するところに☑をつけてください。）

②
お客様控

四万十町ケーブルネットワーク付加サービス申込書

公益財団法人四万十公社 様

※主枠内のみご記入ください。

契約約款を承認し、下記のとおり申し込みます。

申込日

年

月

日

住所

四万十町

事業所の所在地

〒

氏名

フリガナ

電話番号

有料番組（該当するところに☑をつけてください。）

番組名	月額(税込)	利用(開始・停止)希望日
☐ ファミリーチャンネル(多チャンネルパック)	1,050円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日
☐ 衛星劇場	1,980円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日
☐ 東映チャンネル	1,650円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日
☐ V☆パラダイス	770円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日
☐ グリーンチャンネル	1,100円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日
☐ SPEEDチャンネル	990円	☐ 開始 ☐ 停止 年 月 日

※注意▶番組内容は変更になる場合があります。
月額料金は、番組配信会社の都合により変更になる場合があります。

代理申請

氏名

続柄

電話

様式第 5 号（第14条関係）

四万十町ケーブルネットワークの利用が制限される申請書

年 月 日

四万十町長 様

（四万十町ケーブルネットワーク契約者）

〒

現住所

氏 名

電 話 - -

四万十町ケーブルネットワーク条例第 11 条第 4 項の規定により、通常の放送通信サービスの利用が制限されますので申請します。

なお、申請に係る内容や利用状況の調査を町が行うことに同意します。

記

1 利用が制限される状況

放送通信サービスの 利用が制限される理由	（居住地若しくは勤務地等の事情） 設置場所：四万十町
1 月の利用日数	

2 添付書類

- ・事実を証明することができる書類

様式第 9 号（第27条関係）

四万十町ケーブルネットワークの利用が制限される申請書

年 月 日

四万十町長 様

（四万十町ケーブルネットワーク契約者）

〒

現住所

氏 名

電 話 - -

印

四万十町ケーブルネットワーク条例第 12 条第 4 項の規定により、情報通信サービスの利用の日数が通常の放送通信サービスの利用が制限されますので申請します。

なお、申請に係る内容や利用状況の調査を町が行うことに同意します。

記

1 利用が制限される状況

放送通信サービスの 利用が制限される理由	（居住地若しくは勤務地等の事情） 設置場所：四万十町
1 月の利用日数	

2 添付書類

- ・事実を証明することができる書類

様式第 6 号（第14条関係）

年 月 日

様

四万十町長

四万十町ケーブルネットワークの利用が制限される利用者の承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請をいただきました四万十町ケーブルネットワークの利用が制限される利用者の申請につきましては、下記のとおり決定したので通知します。

記

○承認します

適用期間： 年 月 ～
設置場所：四万十町

※ 本通知後、利用状況に変更が生じた場合は届け出てください。

○減額を承認しません

理 由：
設置場所：四万十町

教示

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四万十町を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において四万十町を代表する者は、四万十町長です。
ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第10号（第27条関係）

四万十町ケーブルネットワークの利用が制限される利用者の承認（不承認）通知書

第 号

年 月 日

様

四万十町長 印

年 月 日付けで、申請をいただきました四万十町ケーブルネットワークの利用が制限される利用者の申請につきましては、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認します

※ 承認以降、利用の状況が変更になった場合は届け出てください。

2 承認しません

理由（ ）

教示

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四万十町を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において四万十町を代表する者は、四万十町長です。
ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 7 号（第16条関係）

四万十町ケーブルネットワーク加入金等減額（変更）申請書

四万十町長 様
年 月 日
(四万十町ケーブルネットワーク契約者)
〒
住 所
氏 名
電 話 - -

四万十町ケーブルネットワーク条例第 12 条第 1 項の規定により第 8 条第 1 項の加入金、第 10 条第 1 項の引込工事に要する費用及び第 11 条第 2 項の使用料のうち基本コースの使用料の減額（変更）を申請します。

なお、申請及び翌年度以降の減額適用更新に係る私（世帯）の課税状況及び世帯状況の調査を町が行うことに同意します。

減額（変更）を受けようとする理由 (該当する番号に○を記入してください)	1 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 2 住民税非課税世帯で世帯全員が 70 歳以上の場合 3 住民税非課税世帯で重度障害者がいる場合 4 その他 () 5 上記の理由に該当しなくなった
---	--

注) ・申請理由に該当しなくなったときは届出してください。

様式第11号（第29条関係）

四万十町ケーブルネットワーク加入金等減額（変更）申請書

年 月 日
四万十町長 様
(四万十町ケーブルネットワーク契約者)
〒
住所
氏名
電話 -

四万十町ケーブルネットワーク条例第 13 条第 1 項の規定により第 8 条第 1 項の加入金、第 11 条第 1 項の引込工事に要する費用及び第 12 条第 2 項の使用料のうち基本コースの使用料の減額（変更）を申請します。

なお、申請・更新に係る私（世帯）の課税状況及び世帯状況の調査を町が行うことに同意します。

減額（変更）を受けようとする理由 (該当する番号に○を記入してください)	1 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 2 住民税非課税世帯で世帯全員が 70 歳以上の場合 3 住民税非課税世帯で重度障害者がいる場合 4 その他 () 5 上記の理由に該当しなくなった
---	--

注) ・申請理由に該当しなくなったときは届出してください。

様式第 8 号（第16条関係）

年 月 日

様

四万十町長

四万十町ケーブルネットワーク加入金等減額 承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請をいただきました四万十町ケーブルネットワーク加入金等減額承認申請につきましては、下記のとおり決定したので通知します。

記

○減額を承認します

減 額 期 間： 年 月 ～ 年 月
減 額 内 容：
設 置 場 所：四万十町

○減額を承認しません

理 由：
設 置 場 所：四万十町

教 示

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四万十町を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において四万十町を代表する者は、四万十町長です。
ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第12号（第29条関係）

第 号
年 月 日

様

四万十町長

印

四万十町ケーブルネットワーク 加入金等減額承認（不承認）通知書

年 月 日付けで、申請をいただきました四万十町ケーブルネットワーク加入金等減額承認申請につきましては、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 減額を承認します

- ① 減額期間（ 年 月 ～ 年 月）
② 減額内容
☐ 1 加入金 ☐ 2 引込費用
☐ 3 基本コース使用料

2 減額を承認しません

理由（ ）

教 示

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四万十町を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において四万十町を代表する者は、四万十町長です。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 9 号（第17条及び第29条関係）

四万十町ケーブルネットワーク加入金・使用料等免除申請書

年 月 日

四万十町長 様

住所

氏名

電話 ー

四万十町ケーブルネットワーク条例第13条第1項、第2項及び第30条の規定により第8条第1項の加入金、第10条第1項の引込工事に要する費用、第11条第2項の使用料のうち基本コースの使用料及び第28条第2項のインターネットの使用料の免除（変更）を申請します。

免除（変更）内容 (申請する番号に○をつけてください)	1 四万十町ケーブルネットワーク加入金 2 引込工事に要する費用 3 基本コース使用料 4 インターネットサービス使用料 5 上記の理由に該当しなくなった
免 除 理 由 (変更理由)	

様式第13号（第30条及び第51条関係）

四万十町ケーブルネットワーク加入金・使用料等免除申請書

平成 年 月 日

四万十町長 様

住所

氏名 ㊦

電話 ー

四万十町ケーブルネットワーク条例第14条第1項、第2項及び第33条の規定により第8条第1項の加入金、第11条第1項の引込工事に要する費用、第12条第2項の使用料のうち基本コースの使用料及び第31条第2項のインターネットの使用料の免除（変更）を申請します。

免除（変更）内容 (申請する番号に○をつけてください)	1 四万十町ケーブルネットワーク加入金 2 引込工事に要する費用 3 基本コース使用料 4 インターネットサービス使用料 5 上記の理由に該当しなくなった
免 除 理 由 (変更理由)	

様式第10号（第17条及び第29条関係）

第 号
年 月 日

様

四万十町長

四万十町ケーブルネットワーク加入金・使用料等免除承認（不承認）通知書

年 月 日付けで、申請をいただきました四万十町ケーブルネットワーク加入金・使用料等免除申請につきましては、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 免除を承認します

- ① 免除する施設等（ ）
 ② 免除期間（ 年 月 ～ 年 月）
 ③ 免除内容
☐ 1 加入金 ☐ 2 引込費用
☐ 3 基本コース使用料 ☐ 4 インターネット使用料

2 免除を承認しません

理由（ ）

教 示

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四万十町を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において四万十町を代表する者は、四万十町長です。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第14号（第30条及び第51条関係）

第 号
年 月 日

様

四万十町長

印

四万十町ケーブルネットワーク加入金・使用料等免除承認（不承認）通知書

年 月 日付けで、申請をいただきました四万十町ケーブルネットワーク加入金・使用料等免除申請につきましては、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 免除を承認します

- ① 免除する施設等（ ）
 ② 免除期間（ 年 月 ～ 年 月）
 ③ 免除内容
☐ 1 加入金 ☐ 2 引込費用
☐ 3 基本コース使用料 ☐ 4 インターネット使用料

2 免除を承認しません

理由（ ）

教 示

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四万十町を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において四万十町を代表する者は、四万十町長です。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

削除

様式第15号（第31条関係）
四万十町ケーブルネットワークセットトップボックス
又はデジタルチューナー無償貸与（変更）申請書

年 月 日

四万十町長 様

住所
氏名 ㊟
電話 -

四万十町ケーブルネットワーク条例第16条第3項の規定により、セットトップボックス又はデジタルチューナーの無償貸与（変更）を下記のとおり申請します。

なお、無償貸与のセットトップボックス又はデジタルチューナーの申請に係る私（世帯）の課税状況及び世帯状況についての確認等を行うことに同意します。

記

▼ 該当する番号に○を記入してください

1	セットトップボックス（有料番組申込時から貸与）	1 台
2	デジタルチューナー（平成23年3月に同年7月以降引続いてアナログテレビを視聴する利用者に貸与）	1 台

無償貸与（変更）を受けようとする理由	1 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 2 住民税所得割の非課税世帯で世帯全員が65歳以上の場合（均等割のみの課税世帯は可） 3 住民税非課税世帯で重度障害者がある場合 4 その他 5 上記の理由に該当しなくなった
--------------------	---

様式第11号（第18条関係）

四万十町ケーブルネットワーク引込線及び宅内設備等移転・変更承認届

1 引込設備（ONUを含む）

移転先設置場所	四万十町 共同住宅の名称又は貸家住宅の所有者（ ）
氏名又は名称	電話番号 ー
ONU設置箇所	
設備変更希望日	年 月 日
変更の理由	
利害関係人の同意	住所 氏名（事業所等） 電話番号 ー

関係書類 ①位置図 ②利害関係人の同意書（複数の場合）

上記のとおり、四万十町ケーブルネットワークの宅内設備等を変更したいので、四万十町ケーブルネットワーク条例第16条第1項の規定により関係書類を添えて届出します。

年 月 日
四万十町長 様

住所（事務所又は事業所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

【電話番号 ー 】

様式第16号（第33条関係）

四万十町ケーブルネットワーク引込線及び宅内設備等移転・変更承認届

1 引込設備（ONUを含む）

移転先設置場所	四万十町 共同住宅の名称又は貸家住宅の所有者（ ）
氏名又は名称	電話番号 ー
ONU設置箇所	
設備変更希望日	年 月 日
変更の理由	
利害関係人の同意	住所 氏名（事業所等） 電話番号 ー ㊟

関係書類 ①位置図 ②利害関係人の同意書（複数の場合）

2 工事依頼業者名

工事業者名	にその工事を依頼します
-------	-------------

3 その他の変更等（告知放送端末機）

その他	
-----	--

上記のとおり、四万十町ケーブルネットワークの宅内設備等を変更したいので、四万十町ケーブルネットワーク条例第19条第1項の規定により関係書類を添えて届出します。

年 月 日
四万十町長 様

住所（事務所又は事業所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

【電話番号 ー 】 ㊟

様式第12号（第18条関係）

第 号
年 月 日

様

四万十町長

四万十町ケーブルネットワーク引込線及び宅内設備等移転・変更承認書

年 月 日付けで、届出いただきました四万十町ケーブルネットワーク引込線及び宅内設備等移転・変更届につきましては、承認することに決定したので通知します。

様式第17号（第33条関係）

第 号
年 月 日

様

四万十町長

印

四万十町ケーブルネットワーク引込線及び宅内設備等移転・変更承認書

年 月 日付けで、届出いただきました四万十町ケーブルネットワーク引込線及び宅内設備等移転・変更届につきましては、承認することに決定したので四万十町ケーブルネットワーク条例施行規則第33条第2項の規定により承認書を交付します。

様式第13号 (第20条関係)

四万十町ケーブルネットワーク利用停止（脱退）届

設　置　場　所	四万十町 共同住宅の名称又は貸家住宅の所有者（　　　　　　　　　）
氏名又は名称	電話番号　　　　　－
利用停止（脱退） 年　　月　　日	年　　月　　日

上記のとおり、四万十町ケーブルネットワークの利用を停止（脱退）したいので、四万十町ケーブルネットワーク条例第18条第1項の規定により届出します。

年 月 日

四万十町長 様

住所（事務所又は事業所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

【電話番号】 — 【 】

様式第18号 (第35条関係)

四万十町ケーブルネットワーク利用停止（脱退）届

[illegible]

上記のとおり、四万十町ケーブルネットワークの利用を停止（加入を脱退）したいので、四万十町ケーブルネットワーク条例第21条第1項の規定により届出します。

年 月 日

四万十町長 様

住所（事務所又は事業所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

【電話番号】 — 【】

様式第14号（第20条関係）

第 号
年 月 日

様

四万十町長

四万十町ケーブルネットワーク利用停止（脱退）通知書

年 月 日付けで届出のありました、四万十町ケーブルネットワークの
利用を停止（脱退）することについて、これを受理しました。

したがって、四万十町ケーブルネットワークの放送通信サービスの提供は、
年 月 日をもって終了させていただきます。

なお、利用停止（脱退）に伴い下記の料金が生じましたので、年 月
日までにお支払いください。

記

1 請求金額 金 円

2 内 訳

様式第19号（第35条関係）

第 号
年 月 日

様

四万十町長

印

四万十町ケーブルネットワーク利用停止（脱退）通知書

年 月 日付けで届出のありました、四万十町ケーブルネットワークの
利用を停止（加入を脱退）することについて、これを受理しました。

したがって、四万十町ケーブルネットワークの放送通信サービスの提供は、
年 月 日をもって終了させていただきます。

なお、利用停止（脱退）に伴い下記の料金が生じましたので、年 月
日までにお支払いください。

記

1 請求金額 金 円

2 内 訳

様式第15号（第23条関係）

四万十町ケーブルネットワーク放送申請書

放 送 の 目 的	
放 送 の 内 容	
放 送 す る 日	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
添 付 資 料	1 広告及び宣伝の映像 2 その他

上記のとおり、四万十町ケーブルネットワークで放送を依頼したいので、四万十町ケーブルネットワーク条例施行規則第23条第1項の規定により申請します。

年 月 日

四万十町長 様

住所（事務所又は事業所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

【電話番号 ー 】

様式第20号（第38条関係）

四万十町ケーブルネットワーク放送申請書

放 送 の 目 的	
放 送 の 内 容	
放 送 す る 日	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
添 付 資 料	1 広告及び宣伝の映像 2 その他

上記のとおり、四万十町ケーブルネットワークで放送を依頼したいので、四万十町ケーブルネットワーク条例施行規則第38条第1項の規定により申請します。

年 月 日

四万十町長 様

住所（事務所又は事業所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

----- ㊟

【電話番号 ー 】

様式第16号（第23条関係）

第 号

年 月 日

様

四万十町長

四万十町ケーブルネットワーク放送承認（不承認）書

年 月 日付けで、申請いただきました四万十町ケーブルネットワーク放送の申請につきましては、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認します

放 送 す る 日	年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）
放 送 料	
備 考	

2 承認しません

理由（ ）

教 示

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四万十町を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において四万十町を代表する者は、四万十町長です。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第21号（第38条関係）

第 号

年 月 日

様

四万十町長

四万十町ケーブルネットワーク放送承認（不承認）書

年 月 日付けで、申請いただきました四万十町ケーブルネットワーク放送の申請につきましては、下記のとおり決定したので四万十町ケーブルネットワーク条例施行規則第38条第2項の規定に通知します。

記

1 承認します

放 送 す る 日	年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）
放 送 料	
備 考	

2 承認しません

理由（ ）

教 示

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四万十町を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において四万十町を代表する者は、四万十町長です。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第17号（第24条関係）

第 号
年 月 日

様

四万十町長

四万十町インターネットサービス加入承認兼情報設定通知書
(インターネットサービス登録完了のお知らせ)

お客様が申込みされましたインターネットサービスの加入については、四万十町ケーブルネットワーク条例施行規則第24条第2項の規定により、これを承認しましたので通知いたします。

なお、お客様の情報設定内容については下記のとおりです。

ご不明な点等がございましたら、四万十町ケーブルネットワークまでお問い合わせください。

記

サービス開始日	年 月 日
コース名	1 低速インターネット (512Kbps)
	2 高速インターネット (30Mbps)
	3 高速インターネット (100Mbps)
	4 高速インターネット (1Gbps)

メールアドレス①		パスワード	
メールアドレス②		パスワード	
メールアドレス③		パスワード	
メール転送先			
H P 掲載容量			
固定 I P サービス			

様式第22号（第46条関係）

第 号
年 月 日

様

四万十町長

印

四万十町インターネットサービス加入承認兼情報設定通知書
(インターネットサービス登録完了のお知らせ)

この度は、四万十町ケーブルネットワークのインターネットサービスに申込みいただき誠にありがとうございます。

さて、お客様が申し込みしましたインターネットサービスの加入については、四万十町ケーブルネットワーク条例施行規則第46条第2項の規定により、これを承認しましたので通知いたします。

なお、お客様の情報設定内容については下記のとおりです。

ご不明な点等がございましたら、四万十町ケーブルネットワークまでお問い合わせください。

記

サービス開始日	年 月 日
コース名	1 低速インターネット (128Kbps)
	2 高速インターネット (30Mbps)
	3 高速インターネット (100Mbps)

メールアドレス①		パスワード	
メールアドレス②		パスワード	
メールアドレス③		パスワード	
メール転送先			
H P 掲載容量			
セキュリティ			
固定 I P サービス			
有害サイトチェック			

削除	様式第23号（第46条関係）
	第 号
	年 月 日
	様
	四万十町長
	印
	四万十町インターネットサービス加入不承認通知書
	年 月 日付けで、加入申込みをいただきましたインターネット接続サービスにつきましては、残念ながら下記の理由により加入いただくことができません。
	なお、当該理由が解消した場合には、加入いただくことができますので、ご了承くださいるようお願いいたします。
	記
☐ 四万十町ケーブルネットワークの加入金、引込み工事又は使用料の滞納があるため	
☐ その他（ ）	
教 示	
この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四万十町を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において四万十町を代表する者は、四万十町長です。	
ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。	

様式第18号（第25条関係）

第 号

年 月 日

様

四万十町長

四万十町インターネットサービス内容変更通知書

お申込みのありました四万十町インターネットサービスの内容変更について、下記のとおり適用いたしましたので通知します。

記

【コース】

☐変更

コース変更前	コース変更後

【メールアドレス】

	メールアドレス	パスワード
☐ 追加		
☐ 変更	変更前 変更後	
☐ 廃止		

【メール転送サービス】

	転送元メールアドレス	転送先メールアドレス
☐ 追加		
☐ 変更	変更前 変更後	
☐ 廃止		

【ホームページ掲載容量】

	ホームページ容量
☐ 追加	
☐ 変更	変更前 変更後
☐ 廃止	

【固定IPサービス】

	固定IPアドレス
☐ 追加	
☐ 変更	変更前 変更後
☐ 廃止	

様式第24号（第47条関係）

第 号

年 月 日

様

四万十町長

印

四万十町インターネットサービス内容変更通知書

お申込みのありました「四万十町インターネットサービス」内容を下記のとおり変更いたしましたので、ご確認下さい。

記

【コース】

☐変更

コース変更前	コース変更後

【メールアドレス】

	メールアドレス	パスワード
☐ 追加		
☐ 変更	変更前 変更後	
☐ 廃止		

【メール転送サービス】

	転送元メールアドレス	転送先メールアドレス
☐ 追加		
☐ 変更	変更前 変更後	
☐ 廃止		

【ホームページ掲載容量】

	ホームページ容量
☐ 追加	
☐ 変更	変更前 変更後
☐ 廃止	

【セキュリティサービス（スパムメールチェック含む）】

	メールアドレス
☐ 追加	
☐ 変更	変更前 変更後
☐ 廃止	

【固定IPサービス】

	固定IPアドレス
☐ 追加	
☐ 変更	変更前 変更後
☐ 廃止	

【有害サイトチェックサービス】

☐追加

☐廃止

様式第19号（第30条関係）

	第	号
	年	月
		日
様		
四万十町長		
四万十町インターネットサービス利用停止承認通知書		
年 月 日付けで届出のありました、四万十町インターネットサービスの利用停止については、年 月末日をもってその利用を停止いたします。		
なお、利用停止に伴い下記の料金が生じたので、年 月 日までに お支払いください。		
記		
1	請求金額	金 円
2	内 訳	

様式第25号（第52条関係）

	第	号
	年	月
		日
様		
四万十町長		
四万十町インターネットサービス利用停止承認通知書		
年 月 日付けで届出のありました、四万十町インターネットサービスの利用停止については、年 月末日をもってその利用を停止いたします。		
なお、利用停止に伴い下記の料金が生じたので、年 月 日までに お支払いください。		
記		
1	請求金額	金 円
2	内 訳	